

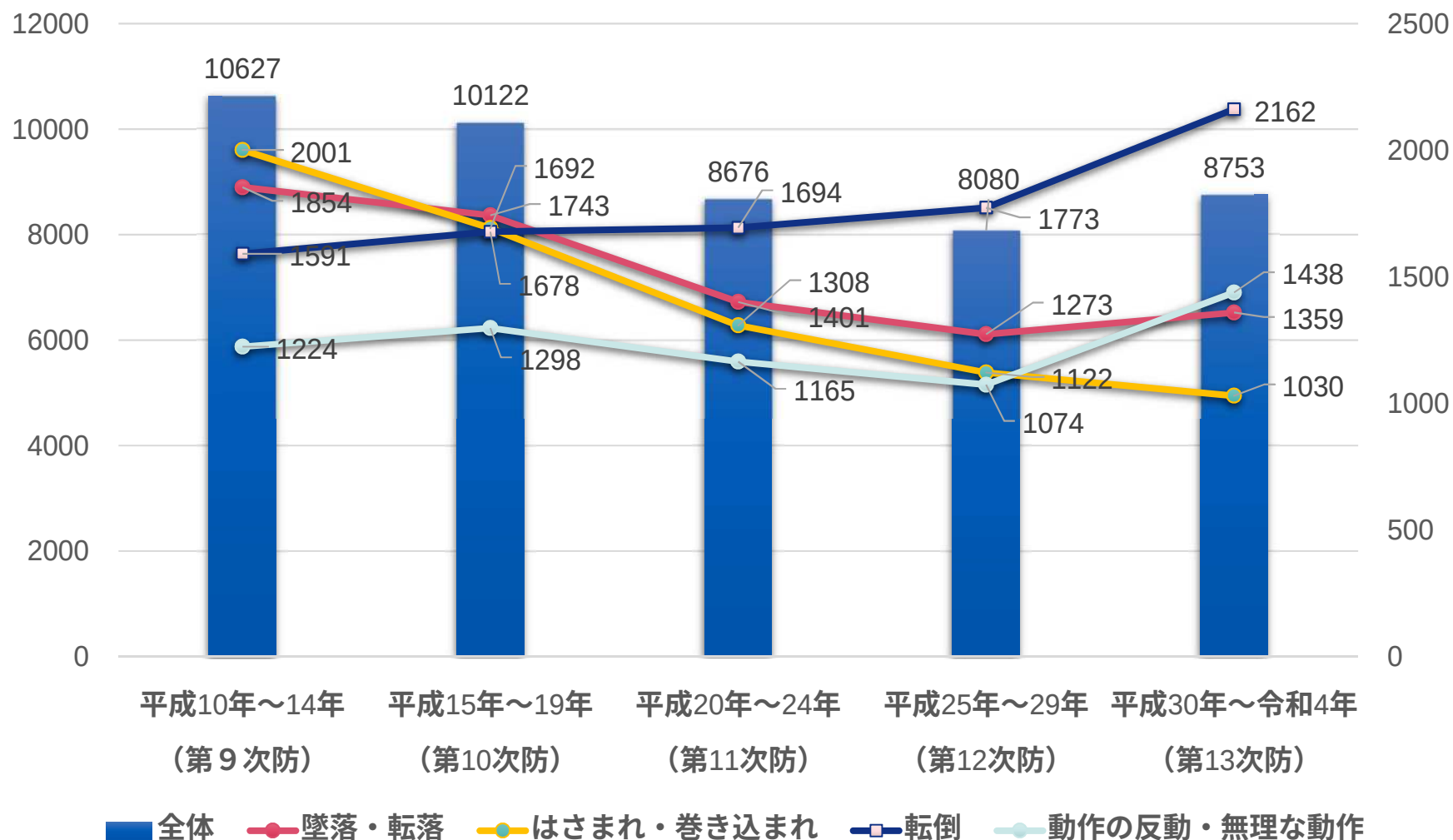
小売業における行動災害を中心とした災害への 予防対策の推進について

大阪労働局 労働基準部 安全課

- 1 労働災害発生状況**
- 2 令和4年度より実施する新たな対策の全体像**

1 労働災害発生状況 (1) 災害別の発生状況 (大阪)

労働災害発生の推移 (事故の型別)



※件数は、各期間平均値、第13次防は令和4年度を除く4年間

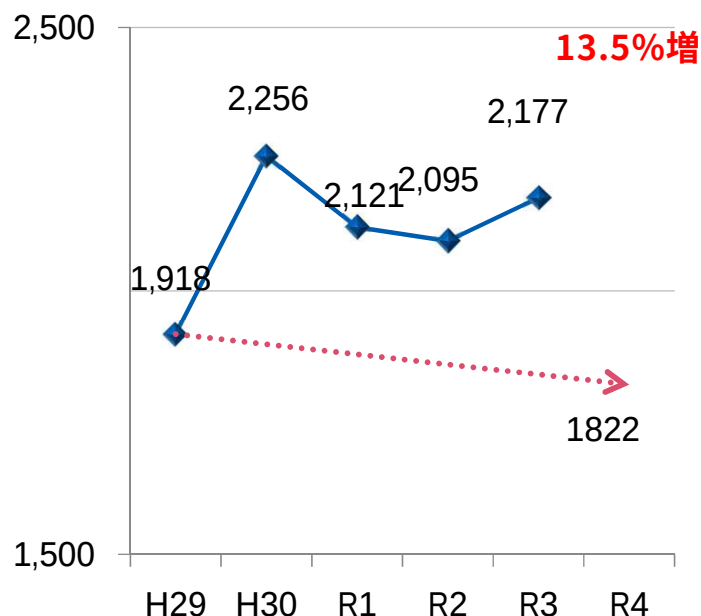
出典：労働者死傷病報告（新型コロナウイルス感染症による死傷災害を除く）

1 労働災害発生状況

(2) 全産業における転倒災害発生状況（大阪）

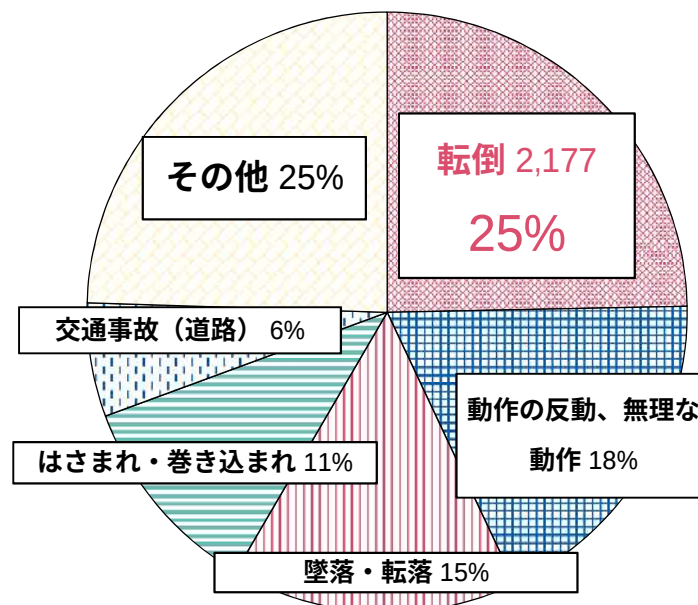
転倒災害の推移（令和3年）

- 令和3年の死傷者数は
平成29年比で**13.5%増**



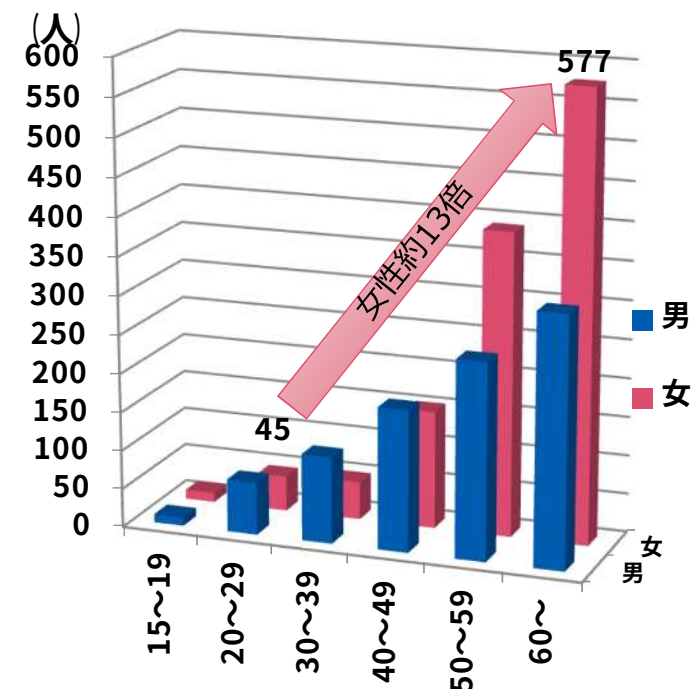
労働災害の発生原因（令和3年）

- 労働災害で「**転倒**」が最も多く**約25%**
(うち骨折などにより約6割が休業1ヶ月以上)



年齢階層別労働災害発生率（令和3年）

- **高齢になるほど増加傾向となり、
高齢の女性の労働災害発生率は特に高い**



※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く

出所：労働者死傷病報告

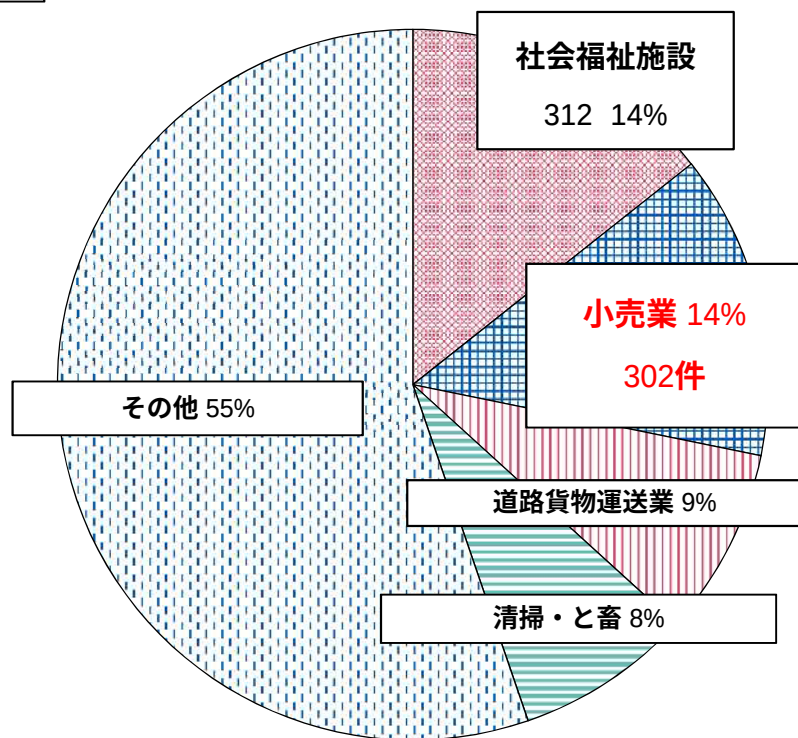
データ出所：労働者死傷病報告（令和3年）

1 労働災害発生状況 (3) 業種別・災害別の発生状況（大阪）

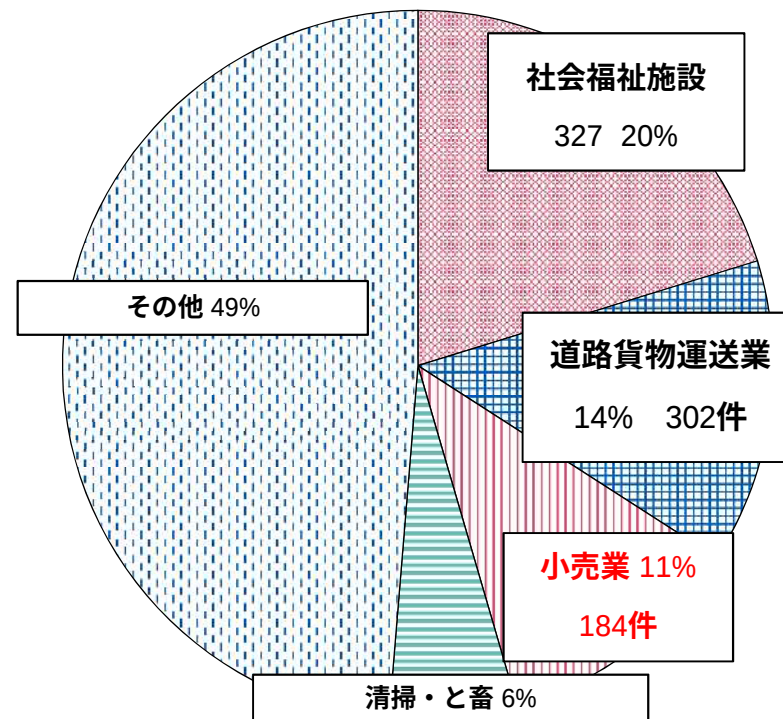
労働災害発生状況（業種別）

- 令和3年の「転倒」による災害は「社会福祉施設」が最も多く次いで「小売業」、「道路貨物運送業」の順となっている。
- 令和3年の「動作の反動・無理な動作」による災害は「社会福祉施設」が最も多く全体の約20%を占めている。

転倒



動作の反動・無理な動作



※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く

出所：労働者死傷病報告

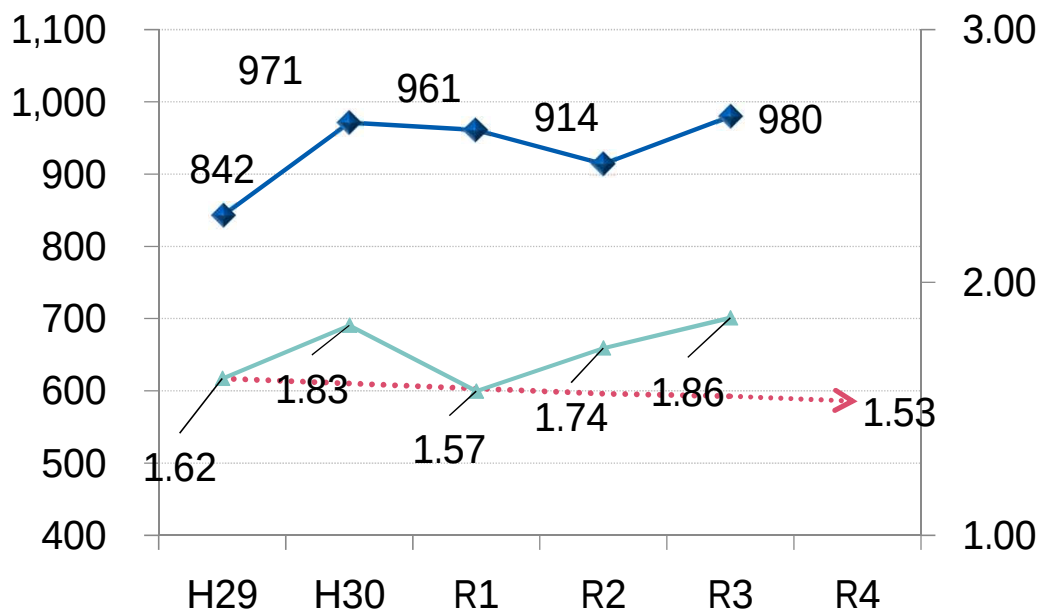
1 労働災害発生状況

(4) 小売業における労働災害発生状況（大阪）

国や事業者、労働者等が重点的に取り組む事項を定めた中期計画である「第13 次労働災害防止計画」においては、**小売業も重点業種として、死傷者数を平成29年と比較して、令和4年までに死傷年千人率で5%以上減少させることを目標に**しています。

労働災害の推移（令和3年）

- 令和3年の死傷者数は平成29年比で**16.3%増**
- 死傷年千人率は、平成29年比で**14.8%増**

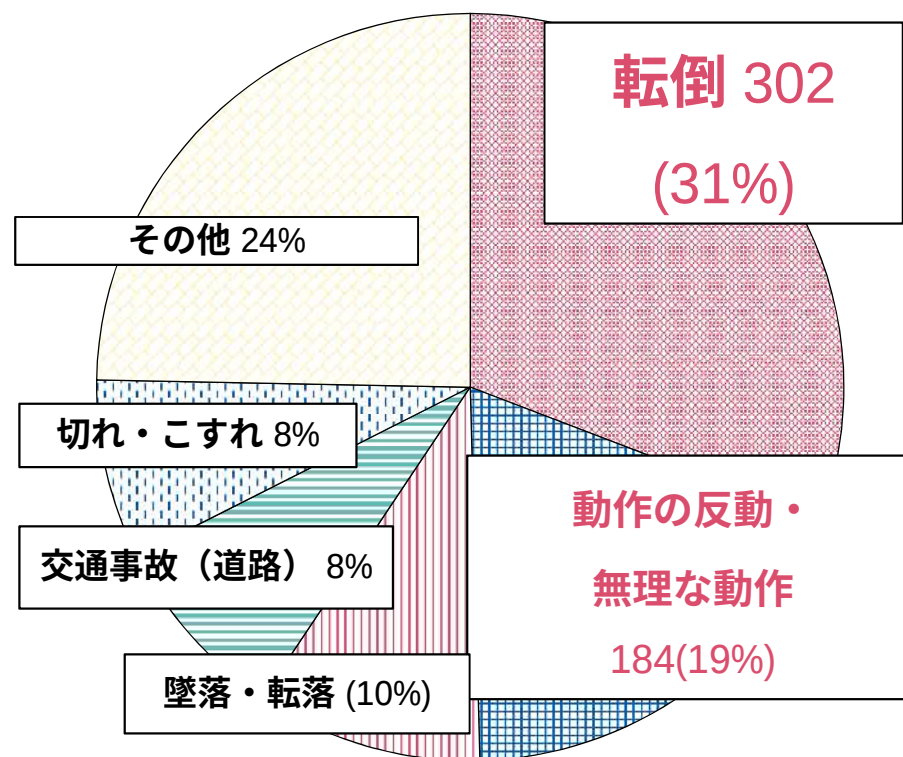


※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く

出所：労働者死傷病報告、労働力調査

労働災害の発生原因（令和3年）

- 「転倒」が**約3割**（うち骨折などにより6割が休業1ヶ月以上）
- 腰痛などの「動作の反動・無理な動作」が**約2割**



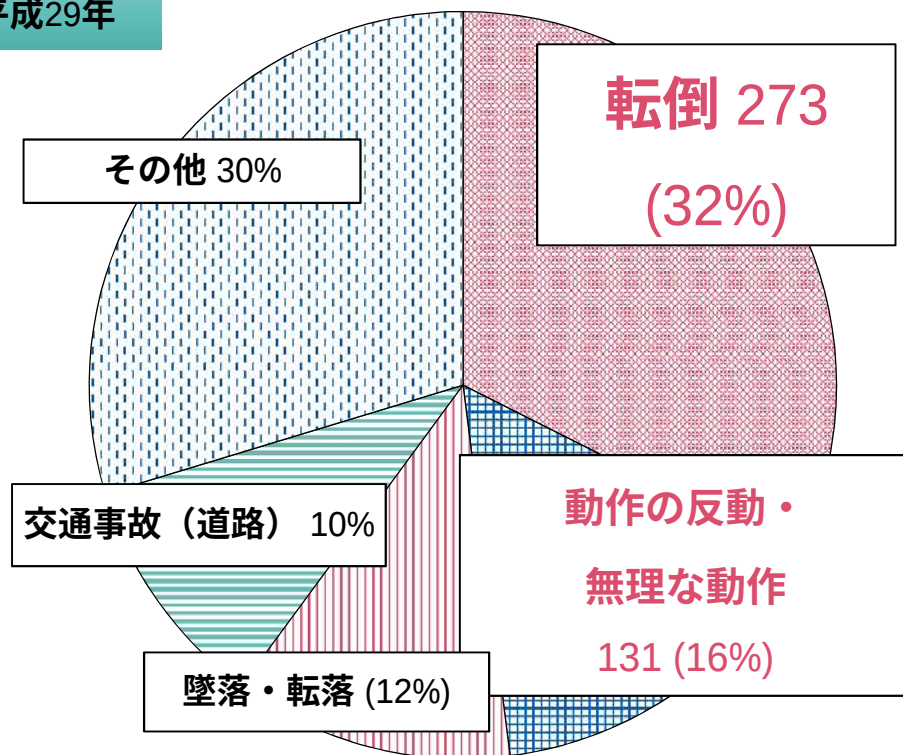
1 労働災害発生状況

(5) 小売業における労働災害発生状況（大阪）

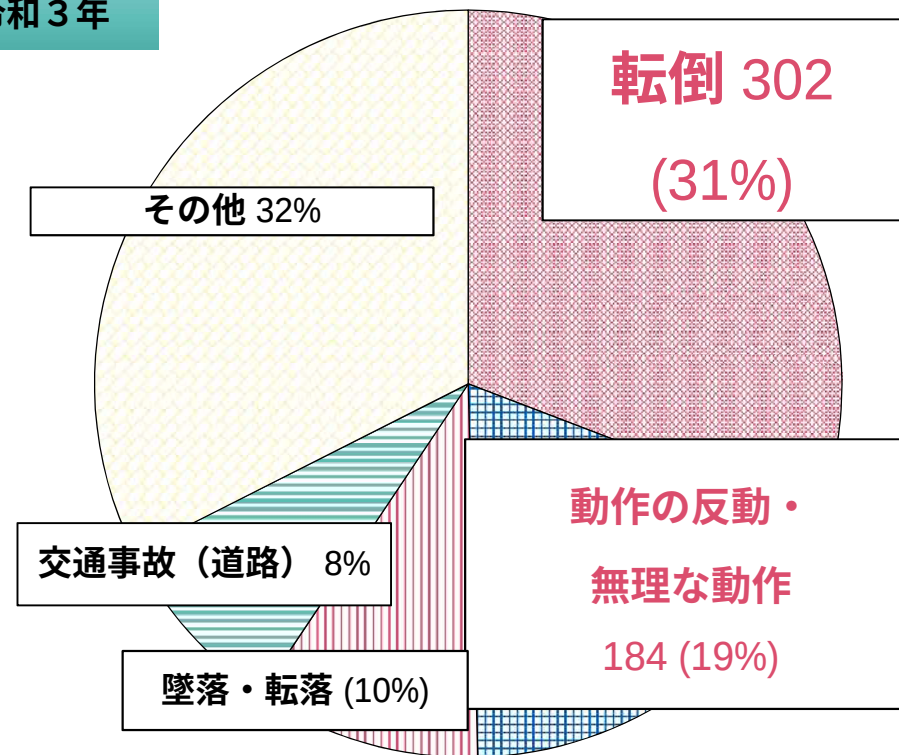
労働災害の推移（事故の型別）平成29年と令和3年の比較

- 令和3年の「転倒」は、平成29年比で**10.6%増**
- 令和3年の腰痛などの「動作の反動・無理な動作」は、平成29年比で**約40%増**

平成29年



令和3年

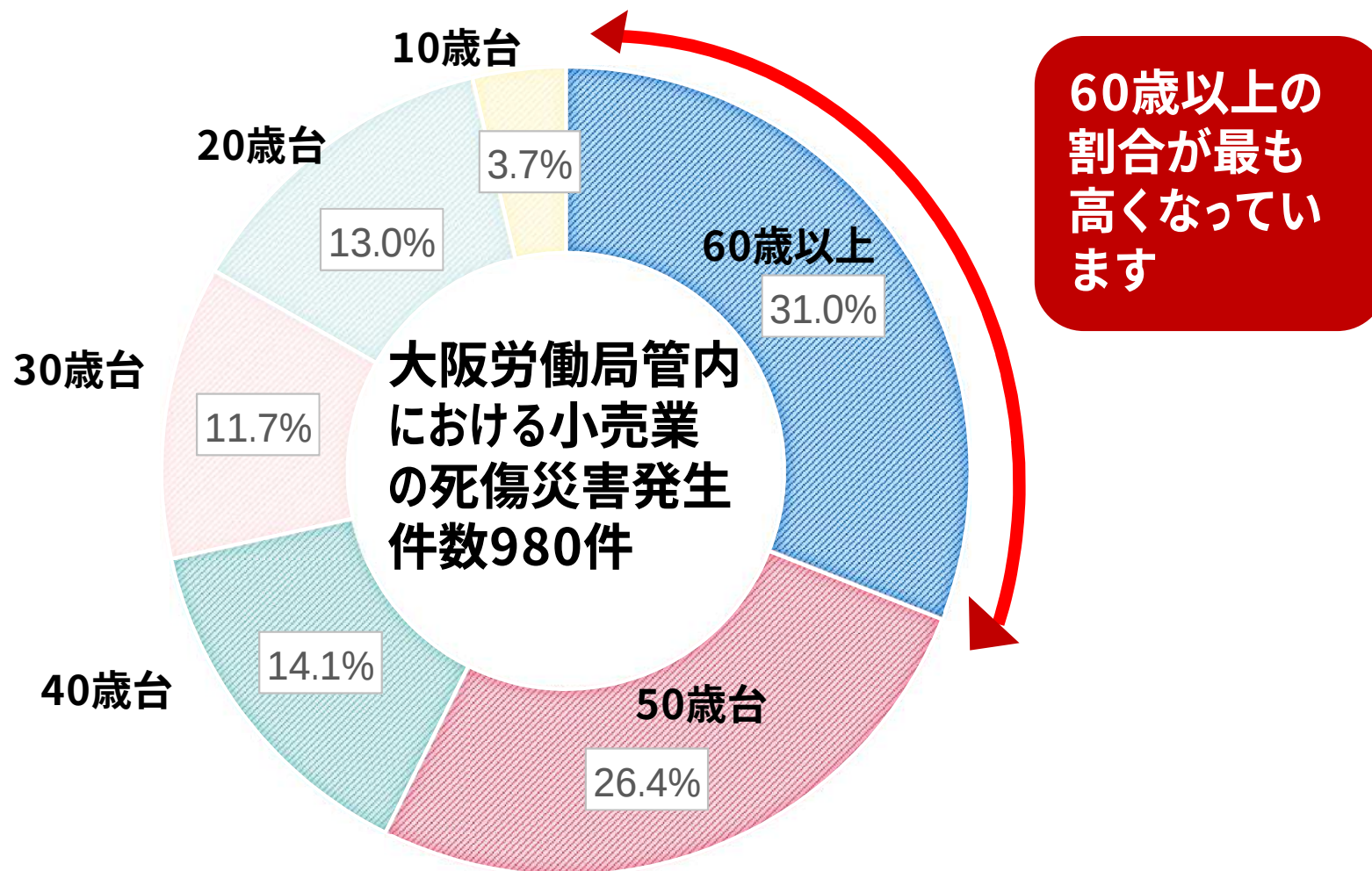


出展：労働者死傷病報告（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）

1 労働災害発生状況

(6) 小売業における労働災害発生状況 (大阪)

小売業における被災労働者のうち60歳以上の割合が最も高い



2021年 小売業の死傷災害における年齢別発生状況
※新型コロナウイルス感染症による死傷災害を除く

【令和4年度より実施する新たな対策の全体像】

本社等指導等のこれまでの対策で得られた課題（本社等における管理体制を構築することができなかったこと、店舗等における取組が定着しなかったこと等）を踏まえ、第14次労働災害防止計画の期間中に死傷者数を減少に転じさせることを目標に、

- 国民の安全衛生に対する意識啓発による行動変容の促進
- 多店舗展開企業等への自主的な安全衛生活動の普及・定着

を図るため、令和4年度より各種対策を有機的に連携させながら実施する。

SAFEコンソーシアム（全業種）

本省

加盟団体が連携し、表彰（SAFEアワード）や広報活動の実施を通じて、目標達成のための国民運動を推進

- ・ 協議会構成員の参加
- ・ アワードへの応募

管内のトップ企業

SAFE地方協議会（小売り・介護）

労働局

管内企業を構成員とし、情報交換や広報活動等の取組を実施

複数店舗を経営する

中規模程度の企業

SAFE育成支援（小売り・介護）

労働局

都道府県労働局が個別に企業の課題発掘・取組実施を支援

その他の企業

※コンソーシアムに参加することも考えられる

支援を通じて協議会構成員への追加を目指す

その他労働局・監督署における実施事項（継続）

労働局

監督署

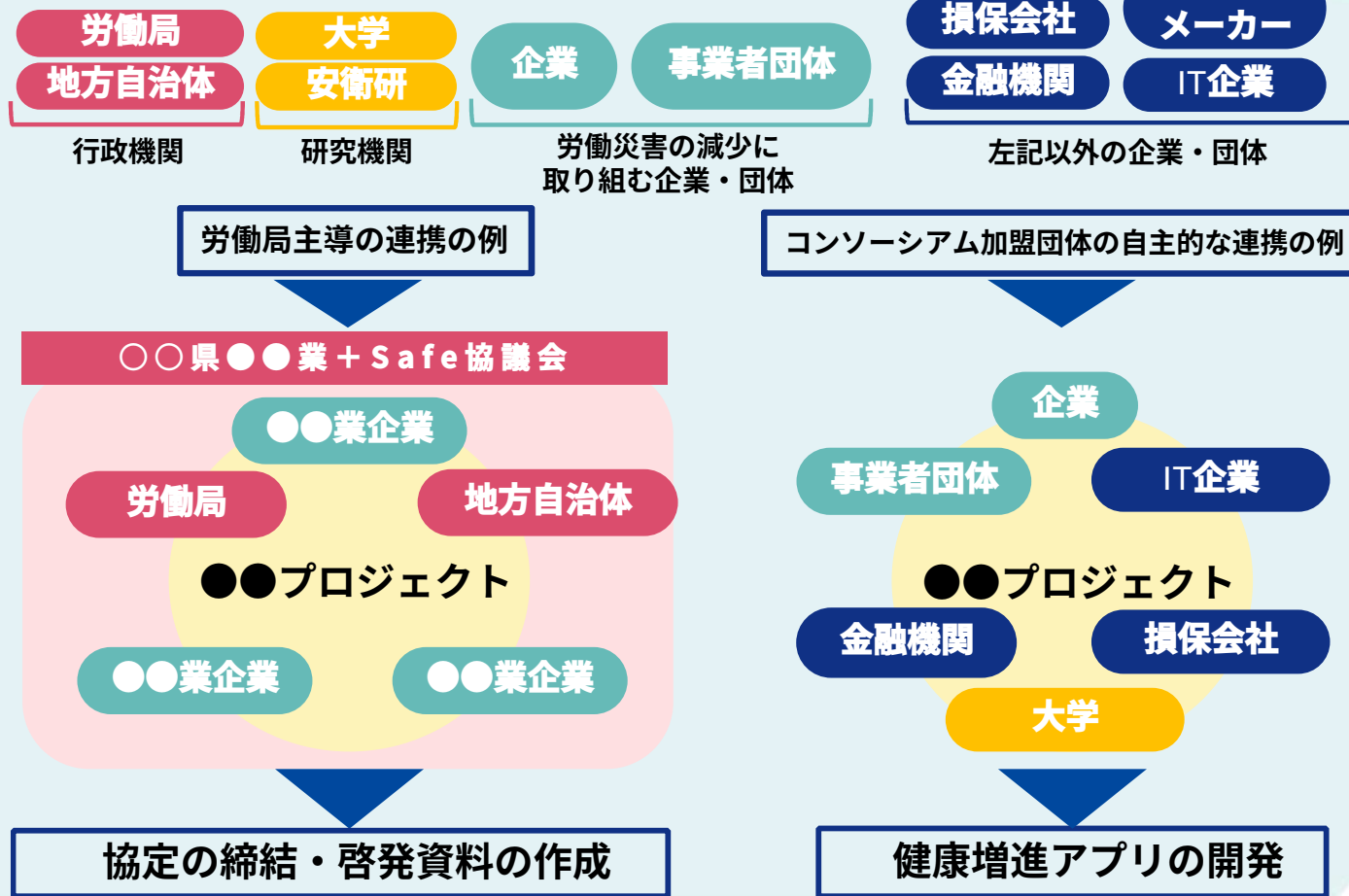
- ・ 店舗密集型施設における周知啓発
- ・ 関連団体・機関との連携による効果的な周知啓発
- ・ 転倒災害を発生させた事業場に対する自主点検の実施要請

(1) SAFEコンソーシアム

目的：安全で健康に働くことのできる職場づくりに向けて、コンソーシアム加盟団体が連携した取組を行うことにより、企業の自主的な安全衛生活動を推進するとともに、国民の安全衛生意識を向上させることを目的とする。令和4年度本省の委託事業により実施する。

- 加盟団体は次の団体等から広く公募
 1. 行政機関（国、地方自治体等）
 2. 研究機関（大学、安全衛生総合研究所等）
 3. 労働災害の減少に取り組む企業・団体
 4. 3以外の企業・団体（損保会社、金融機関、スポーツメーカー、IT企業等）
- 加盟団体が連携して、安全で健康に働くことのできる職場づくりに向けた各種プロジェクトを実施
- 厚生労働省は、各種プロジェクトの取組の中から、優良な取組事例に対する表彰を実施

SAFEコンソーシアム



SAFEコンソーシアム（（旧）+Safeコンソーシアム）

Safer Action For Employees（SAFE）を旗印に
「従業員の幸せのための安全アクション（SAFE）コンソーシアム」として、全てのステークホルダーが一丸となり、働く人と、全ての人の幸せのために、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現のため取り組む



SAFE推進幹事会

・厚生労働省

- ・関係省庁（スポーツ庁、経産省）
- ・労使団体（経団連、日商、連合）

企業・団体メンバー

- ・一般メンバー（企業、団体、労働組合）
- ・あんぜんプロジェクトメンバー（企業）
※ロイヤルメンバー
- ・安心して安全な店舗施設づくり推進運動
参加メンバー
※ロイヤルメンバー

アンバサダー



SAFE推進アドバイザー

- ・労働安全衛生の専門家（資格者）
- ・労災防止ソリューション団体

従業員・個人メンバー

地方協議会構成員メンバー （小売・社会福祉施設）

S A F E とは

従業員の幸せのための安全アクションを推進する活動体の名称です。

本事業の背景／目的

近年、労働災害、特に、日常生活でも発生しうる転倒や腰痛などの災害が増加しています。

背景として、産業構造の変化、成長産業における人手不足、働き方の多様化、顧客第一の文化、従業員の安全を守る視点の欠如、対策に取り組むメリットが見えないなど様々な問題があり、これまでの取組だけではこれらの災害を減少させることが難しくなっています。

働く人だけでなく、家族、事業者、地域の全ての人の幸せのために、労働災害を改めて社会問題としてとらえ、顧客も含めたステークホルダー全員で解決策を考え、取り組んで行くため、本活動体を立ち上げました。

SAFEコンソーシアムの概要

SAFEコンソーシアムが目指すところ

- 労働災害を**自分ごと**としてとらえ、解決策を考えていく **機運の醸成**
- 顧客だけでなく、従業員の安全第一のための取組を **ステークホルダー全員で推進**する

SAFEコンソーシアムの取組（案）

- ① 労働災害問題の協議・周知（シンポジウム）
全国各地で7回開催予定
- ② セーフアクションの共有、コンソーシアム事務局主催イベント等によるマッチングによるセーフアクションの創出
 - ① セーフアクション優良事例の表彰、コンソーシアム内外への発信（SAFEアワード）
 - ② 参画メンバー及びコンソーシアムの認知向上（ロゴマーク、バナー等）

セーフアクションの例

● 企業における取組

（例）腰痛予防体感教育



● マッチングによる取組

（例）フィットネス企業の監修による労災防止にも効果のある体操の開発

（例）転倒防止のための靴のすり減りの見える化



（例）大学と企業による社員食堂健康メニューの共同開発

SAFE コンソーシアムポータルサイト



従業員の幸せのための安全アクションコンソーシアム
SAFE コンソーシアムポータルサイト



SAFEとは？

コンソーシアム

シンポジウム

アワード

全国安全週間
Coming Soon

動画



コンソーシアムについて
知りたい・加盟したい方へ



SAFEとは？

事業の説明



動画をみたい

動画一覧はこちら

SAFE
コンソーシアム
ポータルサイトは
こちらです。



【+Safe協議会、+Safe育成支援①】

【実施目的】

+Safe協議会：構成員の意識啓発・機運醸成によるリードと好事例の管内への発信

+Safe育成支援：協議会非参加企業の意識啓発と教育・支援

+ Safe 協議会

- 管内企業のうち、小売業・介護施設の**トップ企業数社+α**を構成員として、年2回程度開催
- 企業同士の情報交換（課題・好事例の共有等）やその他活動、それらの発信を通じて、**管内全域の機運醸成**を促す
- 構成員に対して**大臣局長表彰の関心を促すとともに、構成員が表彰基準を満たすことができるよう支援**を行う

【協議会としての実施事項の例】

※ 具体的な実施事項は、構成員との協議の中で決定

- ・ 構成員の取組に関する情報交換（好事例の発表）
- ・ 行動災害防止対策や健康づくりなどの専門家講演
- ・ 構成員の取組目標等を定めた協定の締結
- ・ 相互現場視察、パトロール等
- ・ +Safeアワードへの応募事項の検討・実施 **（必須）**
- ・ 周知啓発用資料の作成 **（必須）**

+ Safe 育成支援

- 管内の小売業・介護施設の企業のうち、**+Safe協議会構成員ではない1社以上ずつ**を対象に、年数回実施
- 企業側の問題意識を掘り起こし、ともに有効な改善策を見つけ、**自主的な安全衛生活動の導入**を目指す

【育成支援における重点実施事項】

※ 具体的な実施事項は、支援対象との相談の中で決定

- ・ 経営トップによる安全衛生方針の表明
- ・ 本社等での労働災害情報の集約・分析・対策の検討
- ・ 作業マニュアルへの安全衛生対策に係る留意事項の追加（必要に応じて、中災防の個別支援事業を活用）
- ・ 企業本社の監査部門・AMによる店舗等指導項目に安全衛生対策の実施状況を追加

【+Safe協議会、+Safe育成支援②】

令和4年度の年間スケジュールの例

	+Safe協議会	+Safe育成支援
4月	協議会における課題・実施事項の調整 協議会における課題・実施事項を構成員と調整	
5月		
6月	第1回協議会の開催（令和4年6月27日） - 協議会要綱（課題・実施事項等含む）の決定 - 構成員からの課題、取組状況等の共有 - 周知用資料作成方針について協議	支援対象の選定・接触 - 局において支援対象候補企業を選定 - 先方の問題意識・潜在的な課題を引き出しながら育成支援の受入れを依頼 - 支援対象と実施事項を調整、支援計画×2の作成
7月		
8月	取組状況等について情報収集、周知用資料の作成 - 各構成員における取組状況について情報を収集 - 労働局において周知用資料（案）を作成	
9月		取組状況等の確認、支援の実施①
10月		
11月	第2回協議会の開催 - 取組状況の発表、共有 - 周知用資料（案）について協議 - 今後の取組方針についての協議	
12月		取組状況等の確認、支援の実施②
1月	アワードへの応募	
2月	周知用資料の作成、調整 - 周知用資料について構成員への確認 - 協議会の開催結果、周知用資料について広報	取組状況等の確認、支援の実施③ 育成支援が上手くいき、支援対象企業において自主的な安全衛生活動ができるようになった場合、次年度に協議会構成員とする
3月		



転倒災害防止対策について

大阪労働局 労働基準部 安全課

転倒災害の原因と対策について

- なぜ、転倒災害が多いのでしょうか？

考えられる原因としては、

- 駐車場や通路、作業場所など特定の場所に限らない。
- 転倒する場所が特定の場所に限らないため、機械に覆いを設けることなど
と違い、ピンポイントで物理的な対応が難しい。
- 人の行動に起因するため、具体的な対応がとりづらい
- 人の運動・身体能力の違いにより統一的な対策が取りづらい



設備的なものだけではなく、人の行動など大きく関わっている



対策としては

- **設備管理面の対策**
- **転倒しにくい作業方法の採用**
- **安全教育で転倒災害防止の意識向上を図る**
- **運動能力の維持、事業場の体制整備など**

転倒予防・腰痛予防の取組

「スベッちゃダメよ! 転倒予防 ムチャシちゃダメよ! 腰痛予防」のキャンペーンを実施中!
こちらのキャンペーンでは、西川きよしがリーダーとなって、マチカルラブリー、アインシュタイン、男性ブランコ、ぼる塾といった人気芸人が、転倒・腰痛予防の方法を分かりやすく紹介しています。



啓発動画 ダイジェスト動画（上記画像をクリックすると厚生労働省公式YouTubeチャンネルに移動します。）

啓発動画



滑り対策（上記画像をクリックすると厚生労働省公式YouTubeチャンネルに移動します。）



つまずき対策（上記画像をクリックすると厚生労働省公式YouTubeチャンネルに移動します。）



踏み外し対策（上記画像をクリックすると厚生労働省公式YouTubeチャンネルに移動します。）



腰痛対策（上記画像をクリックすると厚生労働省公式YouTubeチャンネルに移動します。）



滑り^{!!}の予防ポイント



水や油で濡れた床、サイズが合っていないかたたり靴底がすり減っていたりする靴などは、転倒の原因になります。

- **床の清掃をこまめ**に行い、水や油などは取り除くようにしましょう。
- 滑りやすい場所には、**注意を促す標識**をつけましょう。
- 転倒予防には**靴選びも大切**です。足のサイズにきちんと合わせて、靴底が滑りにくいものを選びましょう。また、靴底が大きくすり減ってきたら、すぐに買い換えましょう。

つまみずき^{!!}の予防ポイント



歩きスマホや荷物の放置などは、つまみずいて転倒する危険性があります。

- スマホなどを見ながら歩かず、**足元が見える状態**で歩きましょう。
- 床の段差は、スロープで解消する、トラテープで段差をわかりやすくする、**注意喚起の標識を掲示**するなどの対策を行いましょう。
- 荷物は、通路、出入口などに放置せず、日ごろから**整理・整頓**を行いましょう。



踏み外しの予防ポイント



照明が暗い、大きな荷物を抱えているなど、足元の見えづらい状態は階段の踏み外しにつながります。

- 階段付近は十分な明るさを確保し、**足元が見える状態で昇り降り**しましょう。
- **階段には物を放置せず**、日ごろから整理・整頓を行いましょう。

腰痛の予防ポイント



重い荷物の持ち上げなど、腰に大きな負担のかかる作業は非常に危険です。また、滑り、つまずき、踏み外しでバランスを崩すと、腰痛につながる可能性があります。

- **台車などの道具を使用**するようにしましょう。道具を使用するのが難しい場合は、ひとりで持ち上げず、誰かに手伝ってもらうよう声をかけましょう。
- 荷物を床面から持ち上げる際は、荷物に近づいて、しゃがんだ状態で抱え、ひざを伸ばして立ち上がるなど、**適切な作業姿勢・動作を意識**しましょう。

転倒防止対策事例

出典：東京労働局 青梅労働基準監督署 社会福祉施設災害防止講習会において、事業場からの情報提供より

〔掲示等の周知による対策〕

- ① 施設内の通路に荷物を置かないことを掲示し、徹底している。
- ② 階段に「足元注意！」の掲示をし、周知徹底を図っている。
- ③ すべりやすい個所に、「すべりやすいので注意してください」の掲示をして注意喚起している。

〔環境整備による対策〕

- ① 施設内における電気コード等のつまづく要因の排除を徹底し、転倒防止を図っている。
- ② 施設内の床は、食べこぼしや水濡れにより滑らないよう、すぐ拭き取ることを徹底している。
- ③ 床のワックス清掃後は滑りやすいため、十分乾くまで立入禁止としている。
- ④ 通路に荷物等を置かないよう徹底している。

〔設備等による対策〕

- ① 高所作業は、安定性の良い踏み台を使用し、転倒災害防止の徹底を図っている。
- ② 雨天時は、床上での転倒を防止するため、マットを敷いている。
- ③ 屋外階段における転倒・転落を防止するため、ステップに滑り止め対策を行っている。
- ④ 施設内のバリアフリー化を推進している。
- ⑤ 訪問介護において、畳部屋は滑りやすいため、滑り止めシート等を活用している。
- ⑥ 動きが悪くなった入浴用ストレッチャーの早期交換により、移動時の腰痛防止や力を入れた際の転倒防止を推進している。
- ⑦ 浴室内の床タイルを水吸収性の良い特殊素材へ改善した。
- ⑧ 浴室内で使用するサンダルを滑りにくい履物へ交換した。
- ⑨ 浴室と脱衣室との段差をつくらず、さらに床面にマットを敷き転倒防止を図っている。

〔管理面による対策〕

- ①施設内（特に廊下や階段）で走らないよう指導している。
- ②利用者の行動を受け止めるとき、一緒に転倒することがあるため、後方からでなく、前方から受け止めるよう指導している。
- ③4S（整理・整頓・清掃・清潔）＋1S（躰）運動により、不用意に物を置くことのないよう注意し、施設内の転倒防止に努めている。
- ④転倒災害の防止について、朝礼時や会議で注意事項の周知徹底を図っている。
- ⑤新任職員研修時に急いでいて車いすにつまずいた災害が発生したため、あせらないような風土づくりに取り組んでいる。
- ⑥毎日の施設内巡視の際に、床が濡れていないかチェックしている。
- ⑦衛生委員（産業医を含む）による施設内定期巡視を行い、危険個所の把握改善に努めている。（4S巡視など）
- ⑧ひとり安全確認による転倒防止を指導している。
- ⑨新人スタッフに先輩スタッフが転倒防止のための指導をしている。
- ⑩脚立作業を行う際は、墜落時の頭部保護のためヘルメット着用を徹底している。
- ⑪転倒予防体操（下半身強化を重点に約30分）を職員と利用者共に実施している。
- ⑫危険予知トレーニング研修（KYT）を毎月1回実施している。
- ⑬施設内の危険個所の写真を撮り、「どこがあぶないか？」など、教育に使用している。
- ⑭作業行動安全教育を実施し、転倒防止に努めている。

〔履物による対策〕

- ①作業しやすい靴（スニーカー、運動靴など）を履くよう指導している。
- ②靴のひもを踏み転倒する恐れがあるため、しっかり結ぶよう指導している。
また、マジックテープなど紐靴以外のものを着用するよう指導している。

〔高年齢者対策〕

介護する労働者も高年齢化しているため、転倒防止対策の一環として、足腰強化に重点を置いた「スクワット運動」を体操に取り入れている。

厚生労働省と労働災害防止団体では、 「STOP 転倒災害プロジェクト」を推進 しています。

STOP! 転倒災害

3つの転倒予防

転倒による労働災害は最も多く、全体の約**25%**
転倒によるケガの約**6割**が休業**1か月以上**のケガです!!

1 作業場所の整理整頓

2 作業場所の清掃

3 毎日の運動

▶ 転倒災害は、大きく**3種類**に分けられます。
皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り

つまずき

踏み外し

厚生労働省では「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。
具体的な対策はこちらをチェック!

厚生労働省 **STOP! 転倒**

「見える」安全活動コンクール優良事例

厚生労働省では、事業場・企業における安全活動の活性化を図るため、事業場等
「見える化」事例を募集し、優良事例を選考するコンクールを毎年実施しています。
本コンクールの過去の優良事例で、転倒災害を防止する「見える化」事例を多数

※下の画像をクリックすると、過去の優良事例を確認できます。

【令和元年度】

「見る・聞く」視覚的・聴覚的転倒災害防止

「転倒リスク」の見える化、及び転倒防止による身体づくり

新りたふみ式カラーコーンの活用

【平成30年度】

転倒事故防止対策の転倒防止対策

ホース巻きの転倒防止対策

成形段替え作業における転倒防止

あなたの職場は大丈夫？
転倒の危険をチェックしてみましょう!

チェック項目	☐
1 通路、階段、出口に物を放置していませんか?	☐
2 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか?	☐
3 通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか?	☐
4 靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいませんか?	☐
5 転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか?	☐
6 段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか?	☐
7 ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか?	☐
8 ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか?	☐
9 転倒を予防するための教育を行っていますか?	☐

チェックの結果は、問題のあったポイントが改善された場になります。どのように改善を出し合いましょう!

きやすい職アイデア

STOP!転倒災害プロジェクトはこちらです ➡

エイジフレンドリーガイドライン・補助金

高年齢労働者による労働災害が増加していることから、令和2年3月に

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）が策定されました。

エイジフレンドリーガイドラインの策定に合わせ、**「エイジフレンドリー補助金」**が創設されておりますので是非ご活用ください。

この助成金は、高齢者の働く職場環境の整備として、施設・設備等の改善、腰痛予防のための機器導入や安全衛生教育などの対策に要した費用の一部を補助するものです。

働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防対策も対象となります。

エイジフレンドリーガイドライン (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、全高年齢労働者を雇用する中小企業事業者の皆様へ

令和4年度（2022年度）版

働く高齢者の特性！



働く高齢者が増えてい
をはじめとする第三次産
こうした中、労働災害
向にあります。労働災害
落・転落災害の発生率が

「令和4年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。
- 高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。
- 高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業、飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。是非ご活用ください。

補助金申請期間 令和4年5月11日～令和4年10月末日

対象となる事業者

次の（１）～（３）全てに該当する事業者が対象です。

- （１）高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している（対策を実施する業務に就いていること。）
- （２）次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種	常時使用する 労働者数	資本金又は 売上高
----	----------------	--------------

エイジフレンドリーガイド
ラインはこちらです



エイジフレンドリーガイド
ライン補助金はこちらです



エイジフレンドリーガイドラインの主な内容

事業者求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に取り組みましょう。

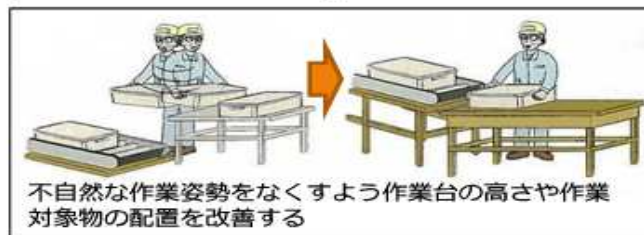
1 はじめに

- ・企業の経営トップが取り組む方針を表明し、担当者や組織を指定します
- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です

2 職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
 - ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を行います

エイジフレンドリーガイドラインの主な内容



その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

エイジフレンドリーガイドラインの主な内容

(2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・ 高年齢労働者の特性を考慮し**作業内容等**を見直します。

例えば、勤務形態や勤務時間を工夫して高齢者が就労しやすくすること（短時間勤務、隔日勤務等）や、ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等への配慮などがあります

エイジフレンドリーガイドラインの主な内容

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- 健康診断を確実に実施します
- 職場で行う法定の健診の対象にならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにします

(2) 体力の状況の把握

- 主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- 体力チェックの目的をわかりやすく丁寧に説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

(3) 健康や体力の状況に関する情報については、不利益な取扱いを防ぐ必要があります

❖ 注意点 ❖ 安全作業に必要な体力の測定手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

体力チェックの一例

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は cm / cm (身長) =
下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66~

② 座位ステップテスト（敏捷性）
あなたの結果は 回 / 20秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48~

③ ファンクショナルリーチ（動的バランス）
あなたの結果は cm
下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~

④ 閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~55	55.1 ~90	90.1~

⑤ 開眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120	120.1 ~

詳しくはこちら → 

身体機能計測の評価数字をⅢのレーダーチャートに黒字で記入

エイジフレンドリーガイドラインの主な内容

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1) 個々の高年齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます

(2) 高年齢労働者の状況に応じた業務の提供

健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に合わせ、適合する業務をマッチングさせます

(3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

例えばフレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を行います



積極的に取り入れましょう！転倒・腰痛予防体操



～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～
(4分15秒)

(令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作)

「いきいき健康体操」は
こちらです



エイジフレンドリーガイドラインの主な内容

5 安全衛生教育

- ・ 高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- ・ 再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

※考慮事項

- ・ 身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・ サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・ 勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

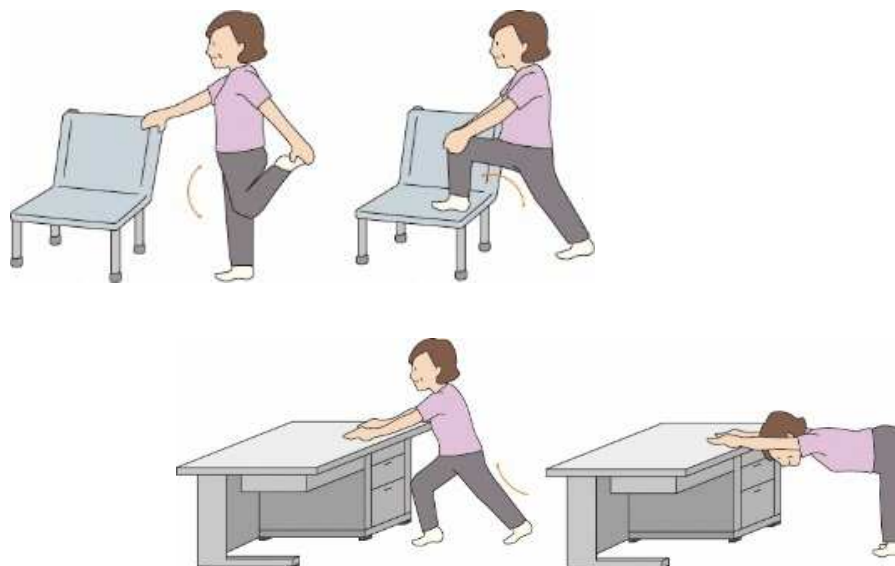
エイジフレンドリーガイドラインの主な内容

労働者に求められる事項

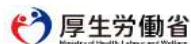
一人ひとりの労働者が、事業者が実施する取組に協力するとともに、自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながる可能性、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む必要があります。体力チェック等に参加し、日頃からストレッチや軽い運動などに取り組めます

↓参考：ストレッチの例↓

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より



厚生労働省と中央労働災害防止協会（中災防）は、労働災害が増加傾向にある小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害防止対策を推進するため、「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。



職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト

▶ HOME ▶ お問い合わせ ▶ サイトマップ

検索



労働災害統計



労働災害事例



各種教材・ツール



化学物質

ホーム > 安全で安心な店舗・施設づくり推進運動



安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

厚生労働省と中央労働災害防止協会（中災防）は、労働災害が増加傾向にある小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害防止対策を推進するため、「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

このサイトには、これらの業種での労働災害の防止に関連する様々な情報を掲載しております。経営者や安全スタッフの皆様をはじめ、働く労働者の方々皆様がぜひお役立てください。

「安全で安心な店舗・施設
づくり推進運動」実施要綱

詳しくはこちら >

リーフレット
※後日掲載予定

チェックリスト



詳しくはこちら >

▶ 労働災害発生状況

▶ 労働災害防止対策

▶ 取組好事例

▶ リーフレット・教材等

職場のあんぜんサイト
はこちらです。



まとめ

転倒災害を防止するには

設備面だけではなく、**労働者一人ひとり**が労働災害について意識することが大事です。



設備面や作業方法の改善はもとより、事業場全体として安全衛生スタッフや施設のリーダーの活動、役割を再確認するとともに労働災害防止の意識を高めることで、**STOP 転倒災害**を目指しましょう！

腰痛労働災害防止対策について

大阪労働局 労働基準部 健康課

 厚生労働省

大阪労働局

- 1 腰痛について
- 2 災害発生防止対策
- 3 働き方について

1 腰痛の分類について

(1) 腰痛の分類について

非特異的腰痛

腰椎捻挫、筋筋膜性腰痛など原因が特定できない腰痛

特異的腰痛

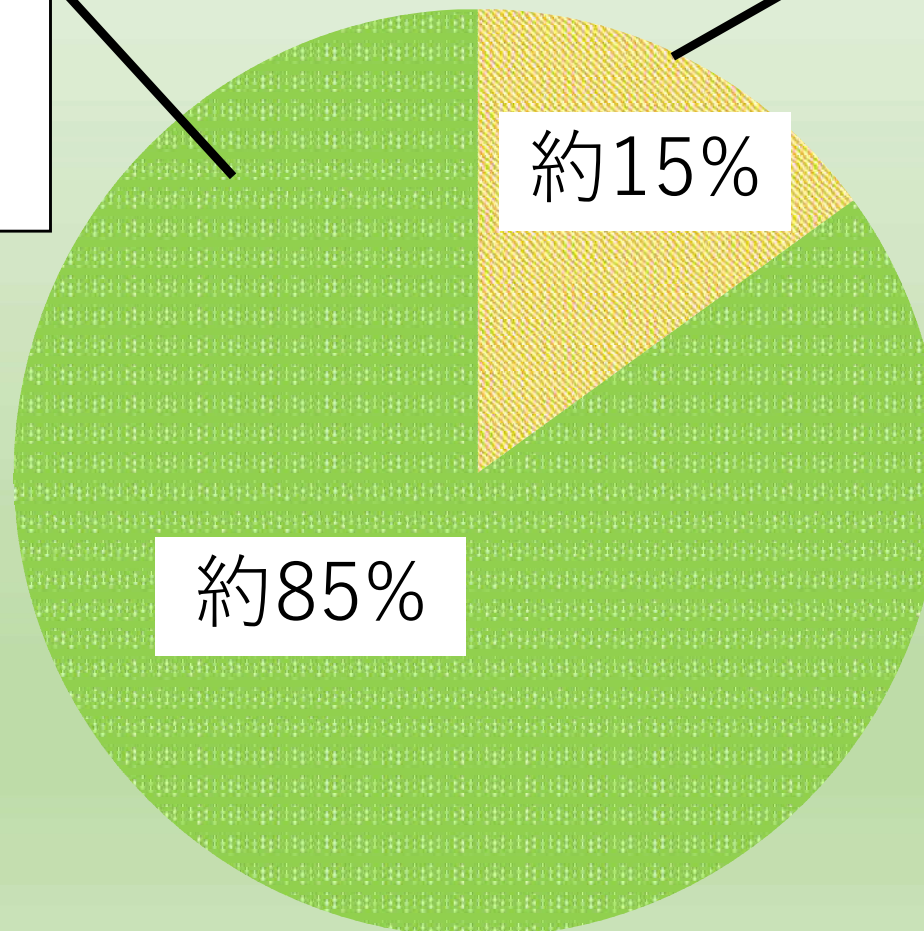
椎間板ヘルニア：4～5%

脊柱管狭窄症：4～5%

圧迫骨折：4%

がん・感染：1%

大動脈瘤などの内臓疾患：
1%未満



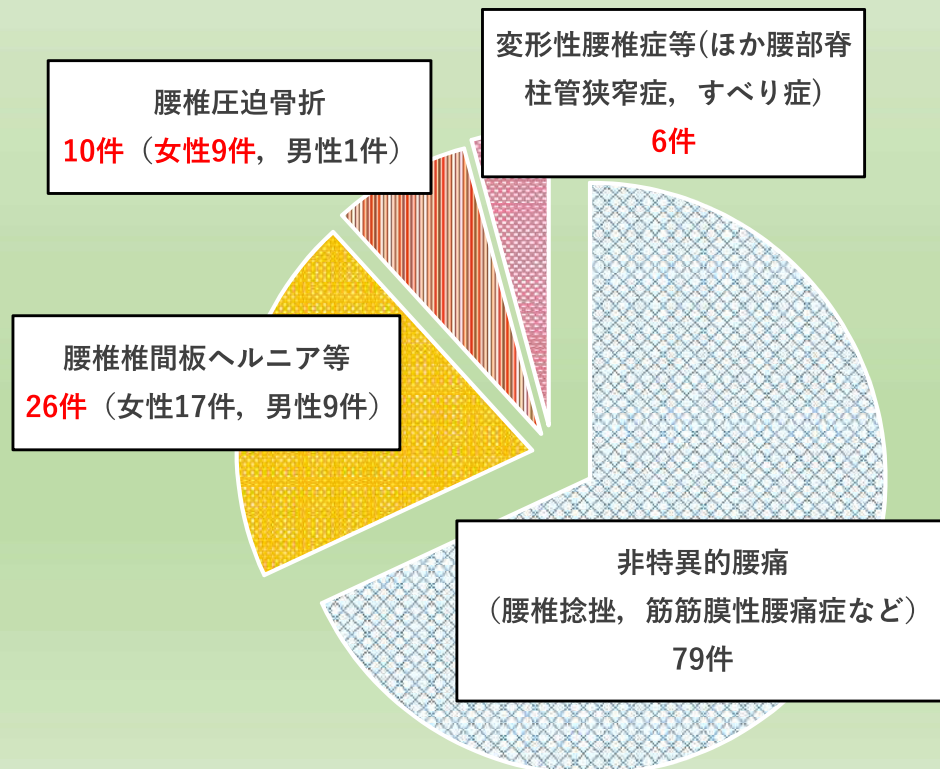
1 腰痛の分類について

(2) 腰痛労働災害における傷病別件数について

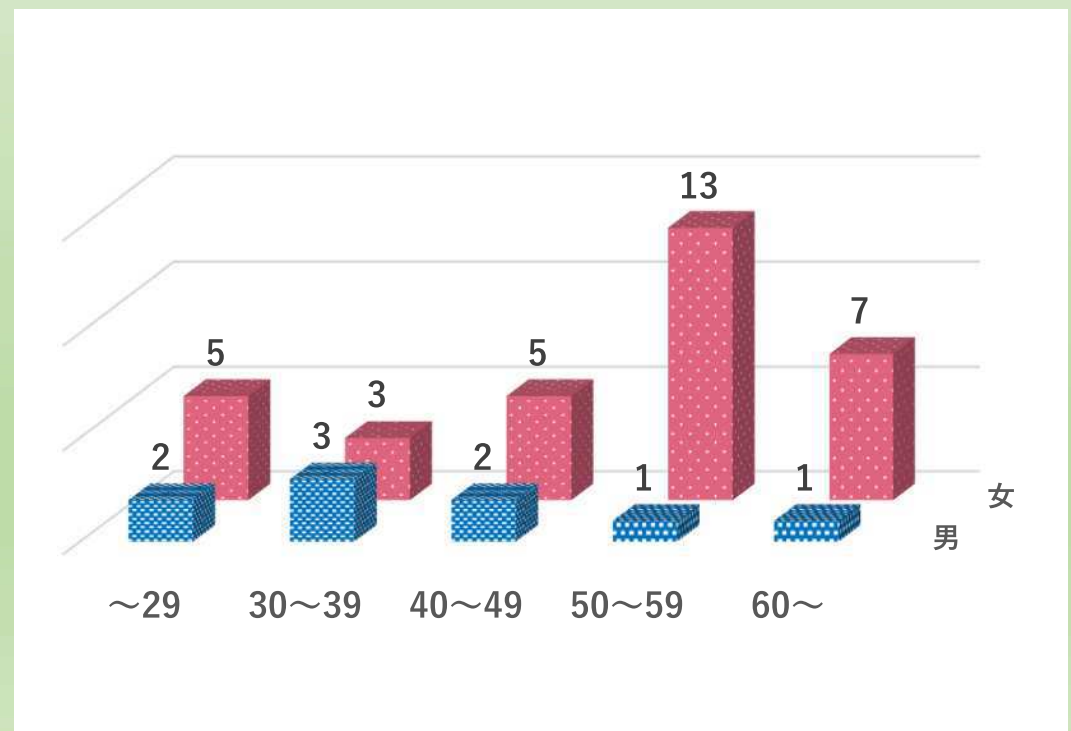
社会福祉施設における「腰痛災害」の実態

- 令和3年に発生した、社会福祉施設における「腰痛災害」は**122件**。
- いわゆる「特異的腰痛」は**42件（約34%）**。
- 腰椎椎間板ヘルニア等について、発症年齢は**18歳～61歳**までと幅広い世代にみられる。
- 腰椎圧迫骨折について、発症年齢は**52歳～78歳**までと50代以上に集中している。

傷病分類別腰痛災害件数（令和3年）



特異的腰痛年代別性別件数（令和3年）

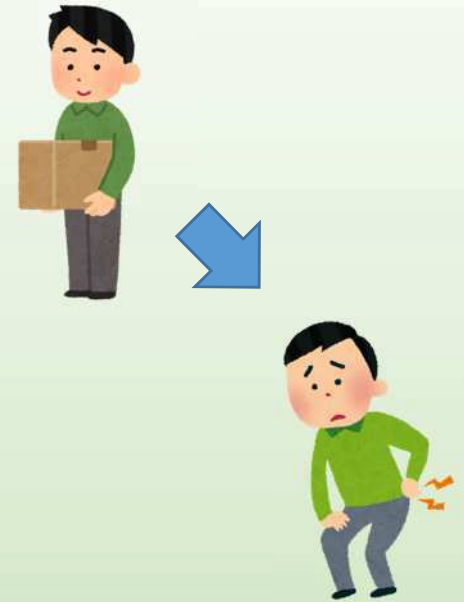


事例 1

○20代前半・男性の場合

- ・約5kgのダンボールを持って歩行していたところ、腰部に違和感を感じた。
- ・その後、徐々に痛みが増したため、医療機関受診。「腰椎椎間板ヘルニア」と診断された。

※発症以前にも柔道整復師に断続的に通院を繰り返していた。



業務外

事例 2

○40代・男性の場合

- ・入浴介助のため、被災者が利用者の上半身側を、もう1名の労働者が下半身側を介助。
- ・リクライニング車イスから入浴用ストレッチャーへ平行移動しようとしたところ、利用者の体動があったため不安定な体勢となり、腰部を痛めた。
- ・後日のMRI検査の結果、「腰椎椎間板ヘルニア」と診断された。



業務上

災害性腰痛

1 腰痛の負傷又は腰部の負傷を生ぜしめたと考えられる通常の動作と異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が業務遂行中に突発的なできごととして生じたと明らかに認められるものであること。

かつ

2 腰部に作用した力が腰痛を発症させ、又は腰痛の既往症若しくは基礎疾患を著しく増悪させたと医学的に認めるに足りるものであること。

非災害性腰痛

○筋肉等の疲労を原因とした腰痛（筋筋膜性腰痛症など）

（イ）おおむね20kg程度以上の重量物又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務

（ロ）腰部にとって極めて不自然ないしは非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務

（ハ）長時間にわたって腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を持続して行う業務

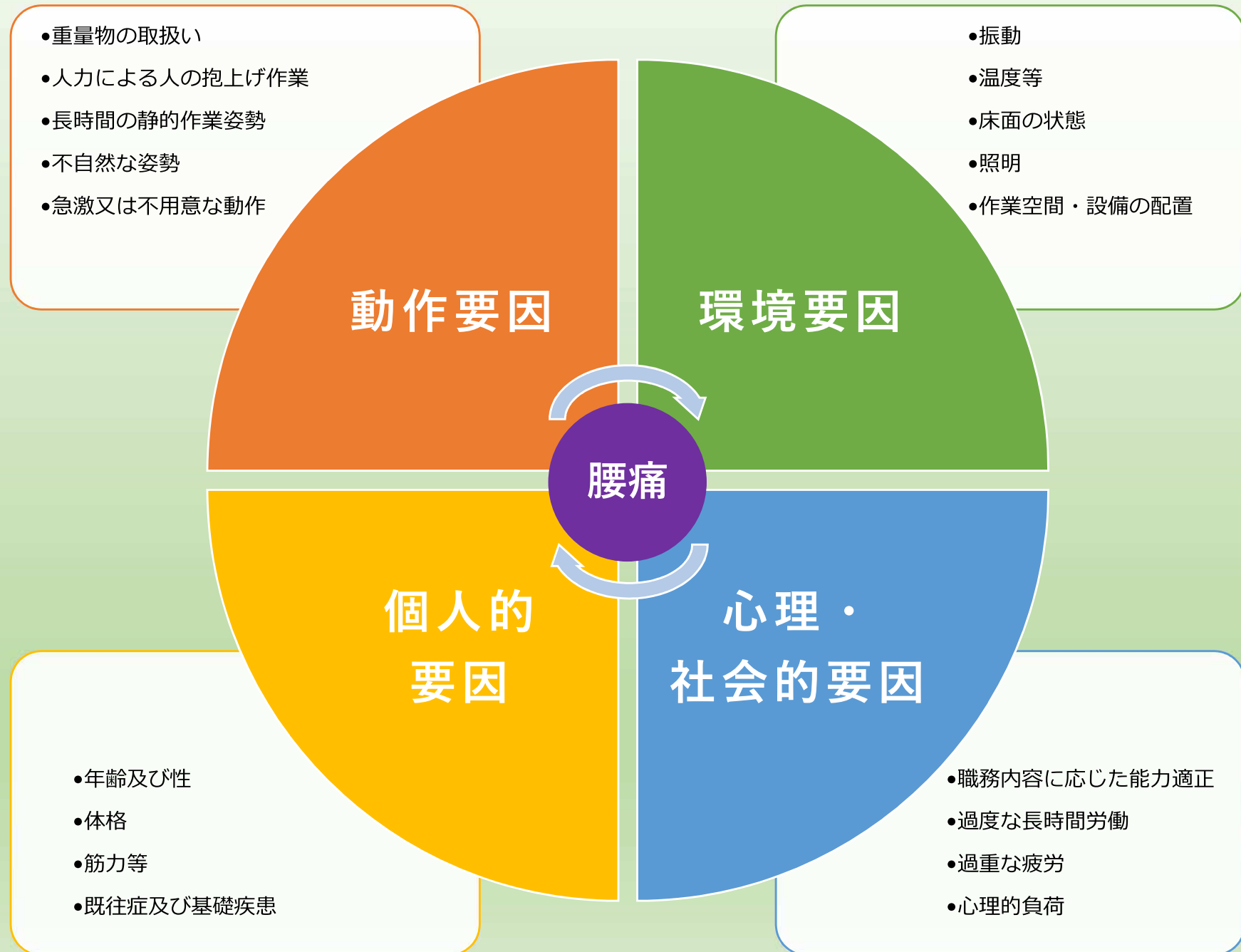
（ニ）腰部に著しく粗大な振動を受ける作業を継続して行う業務

○骨の変化を原因とした腰痛（変形性脊椎症、骨粗鬆(すう)症、腰椎分離症、すべり症など）

・重量物を取り扱う業務（おおむね30kg以上の重量物を労働時間の3分1の程度以上取り扱う業務及びおおむね20kg以上の重量物を労働時間の半分程度以上取り扱う業務）に、相当長期間（おおむね10年以上をいう。）にわたって継続して従事したもの。

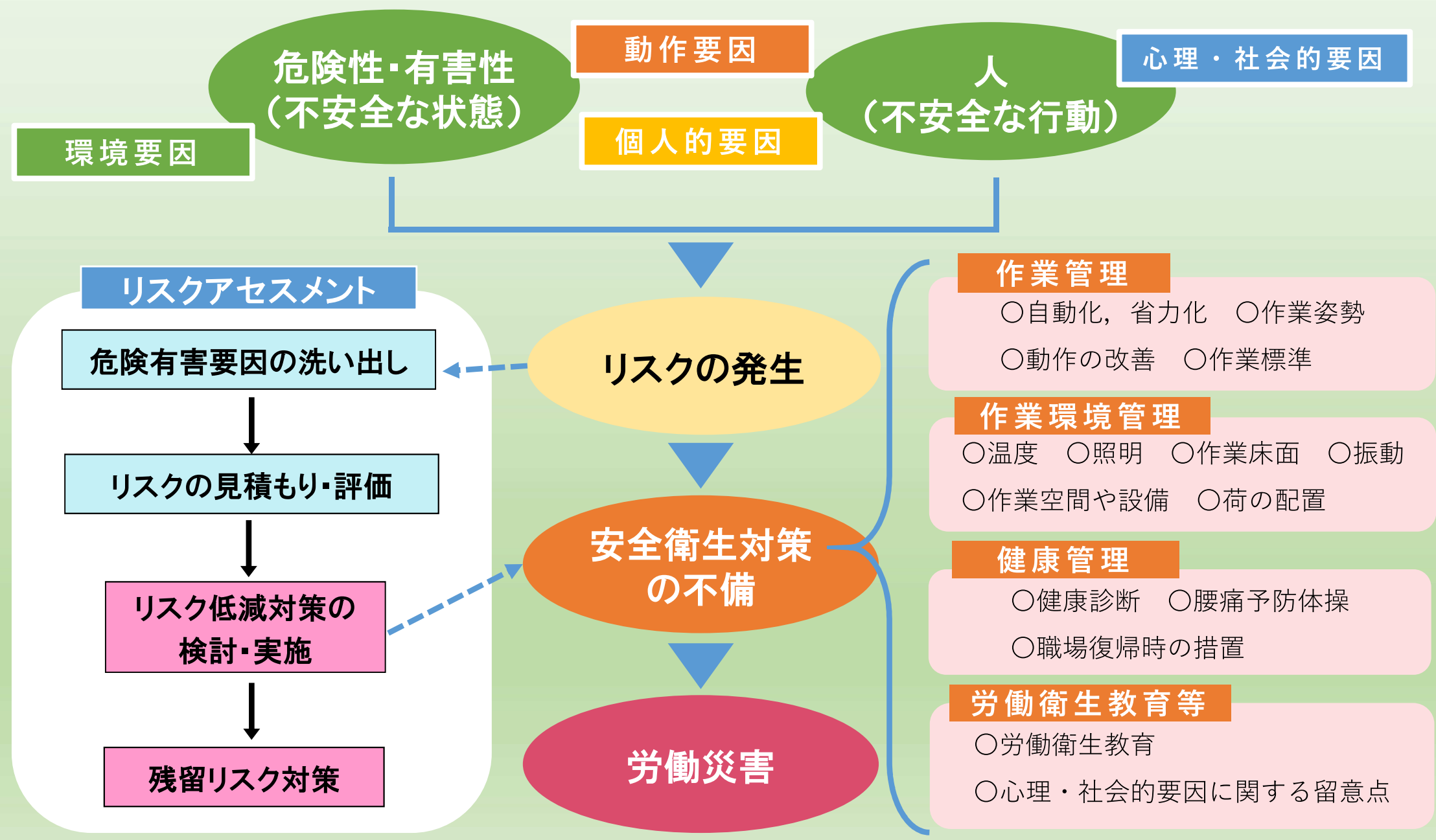
1 腰痛について

(3) 腰痛の発生要因について



2 災害発生防止対策

(1) 労働衛生管理



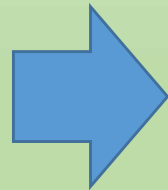
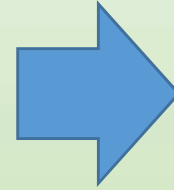
2 災害発生防止対策 (2) 作業管理

正しい作業姿勢と動作の習得



2 災害発生防止対策 (2) 作業管理

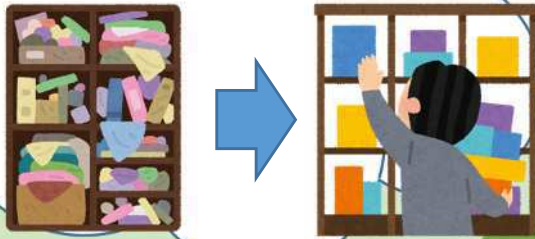
福祉機器の利用による腰部負担の軽減



2 災害発生防止対策

(3) 作業環境管理

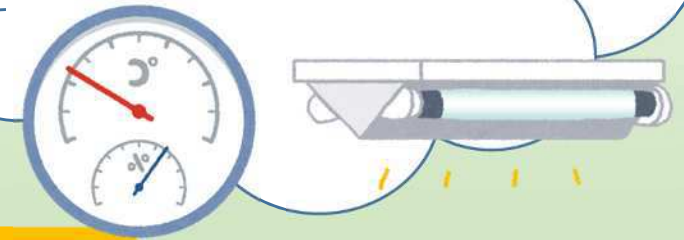
・軽い物は上段、重い物は下段に収納する等のルール化



設備配置

温度

・適切な温度（18度～28度），照度（300ルクス以上）の確保



照度

・施設内で無線通信を利用し，職員間の意思疎通が利便化を図った



空間

作業床

・4 S 活動の実践（整理・整頓・清掃・清潔）
・施設内のエリアごとに整理・整頓・清潔・清掃についてのチェックシートを設置



2 災害発生防止対策 (4) 健康管理

腰痛健康診断

健康診断の実施

イ 配置前健康診断

- (イ) 既往歴・業務歴の調査
- (ロ) 自覚症状の有無の検査
- (ハ) 脊柱の検査
- (ニ) 神経学的検査
- (ホ) 脊柱機能検査 (※)

※医師が必要と認める場合、画像診断と運動機能テスト

ロ 定期健康診断（6か月以内ごとに1回）

- (イ) 既往歴・業務歴の調査
- (ロ) 自覚症状の有無の検査
- 医師が必要と認める場合、
- (ハ) 脊柱の検査
- (ニ) 神経学的検査 (※)

※医師が必要と認める場合、画像診断と運動機能テスト

○対象者

- ・重量物取扱い作業
- ・実際に腰痛が発生した作業
- ・腰痛の愁訴者が見られる等の作業

医師の意見聴取

健康診断結果の通知

労働者自らが自主的に健康管理に取り組めるよう、労働者に健康診断結果を通知する。

事後措置

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針

- 就労上必要な措置
作業方法等の改善
作業時間の短縮
作業環境の整備 等

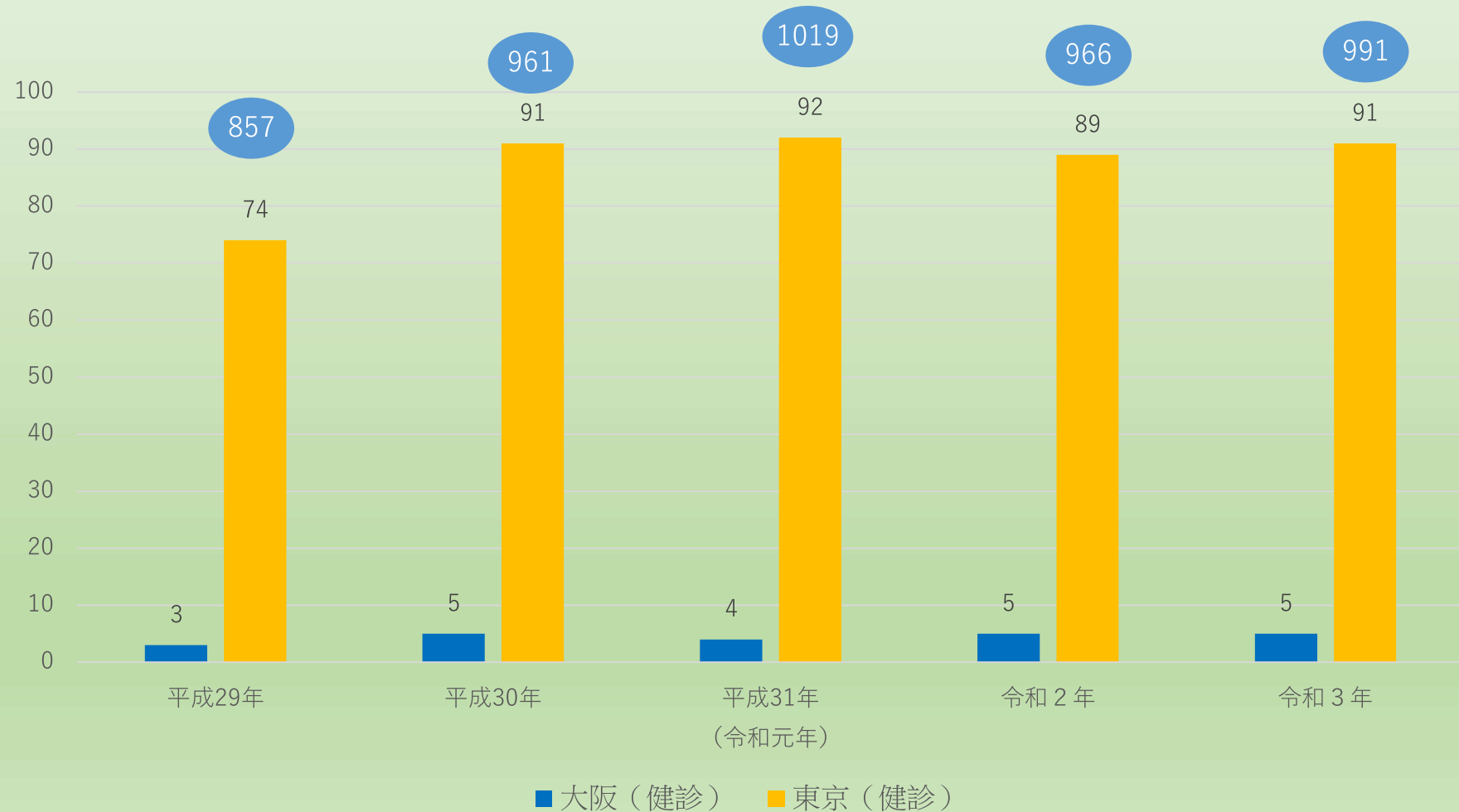
- 日常生活における腰痛予防に効果的な内容の助言
睡眠改善
保温対策
運動習慣の獲得
禁煙
ストレスコントロール

- (！) 異常が発見された場合
産業医等の意見に基づき、必要な治療・運動療法の指導等の措置を講ずる

2 災害発生防止対策 (4) 健康管理

腰痛健康診断報告件数の推移（保健衛生業）

○ 全国の中でも大阪府の腰痛健康診断実施報告件数は低調。



2 災害発生防止対策 (4) 健康管理

職場復帰時の措置支援

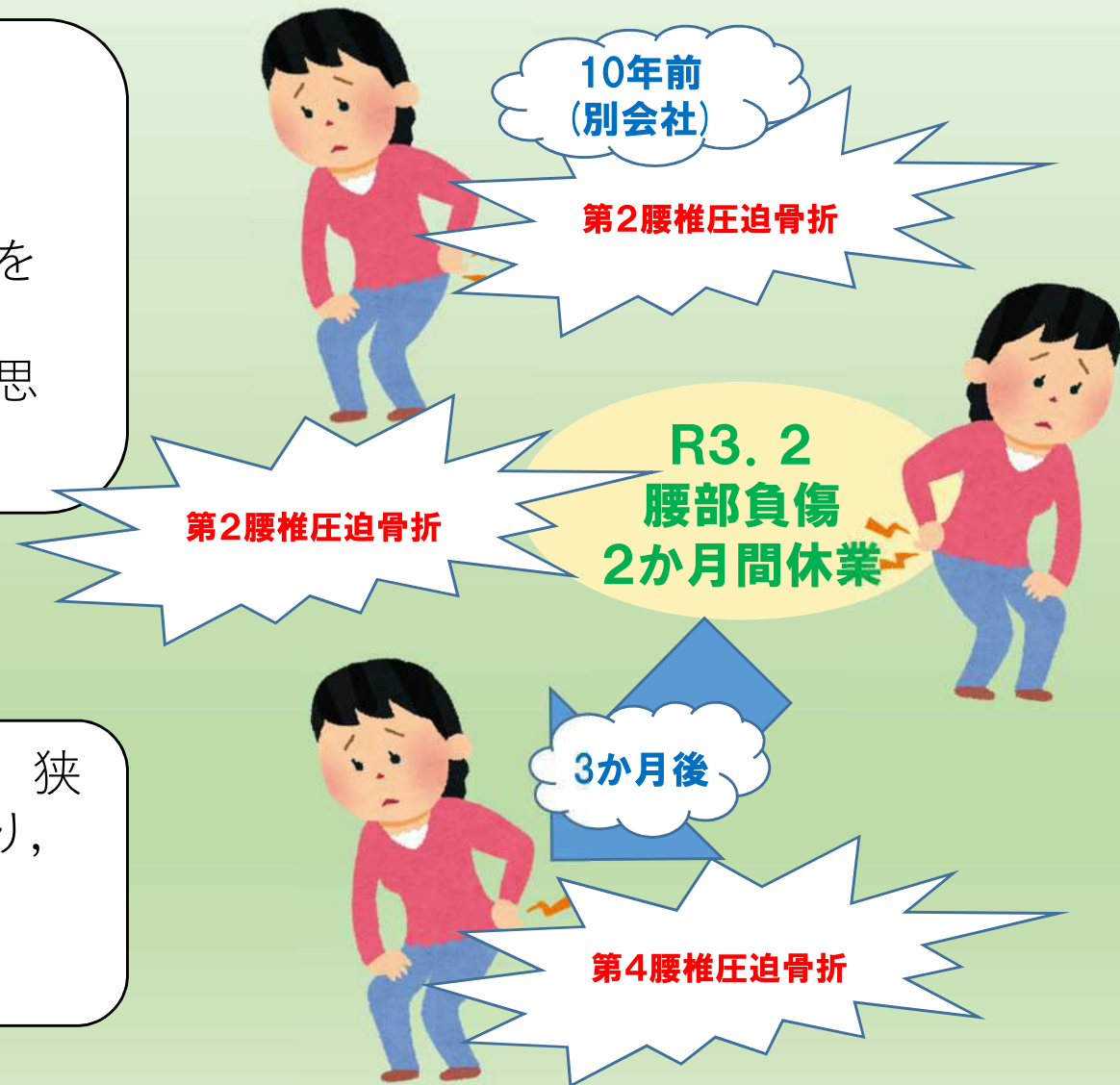
事 例 3

○70代・女性の場合

・居宅訪問介護時，利用者宅のテーブルを持ち上げようとしたところ，テーブルがカーペットに絡まって持ち上げられず，思いがけず腰部に負担がかかった。

・ R3.5，訪問介護先の居宅で入浴介助中，狭い浴室内で無理な体勢となって身体を捻り，腰部を負傷。

・ 約 3 か月の休業。



裁 判 例

○事案概要

原告は、介護ヘルパー 2 級の資格を有し、H17.3.19より被告会社にて介護ヘルパーとして従事。

居室内の床に倒れる入居者を見つけたが、周囲に他のヘルパーがいなかったため、単独で車いすへ移乗介助しようとした際に、右手関節を負傷。

「右手関節捻挫」、「右橈骨関節靱帯損傷」、「反射性交換神経性ジストロフィー」との診断がなされ、H19.2.28に症状固定に至るまでの間、459日の通院実日数を要した。

また、監督署の認定により後遺障害等級 9 級の認定がなされた

○裁判所の判断

本件の場合、2 人以上の者によって、移乗介助が必要であったが、原告は、かかる方法での移乗が危険であることを教育されていなかった。

緊急コールによって被告職員に連絡することが可能であったが、それらの対処方法についても教育されていなかった。

以上より、被告には原告に対する安全配慮義務違反がある判断し、原告の過失（危険な方法で被介護者を移乗させたこと、手段を尽くして他のヘルパーを呼ばなかったこと）、原告が介護ヘルパー 2 級の資格を有していたという事情を総合し、過失割合は原告 7 割、被告 3 割と認定された。

雇用契約(労働契約:使用従属関係)

労 働 の 義 務

賃金(労働の対価)の支払い義務
身体・生命に対する安全配慮義務

雇用(労働)契約の付随義務として生ずる
(労働契約法第5条 労働者の安全への配慮)
予見可能な危険から労働者を保護する義務

〔民法第415号 債務不履行による損害賠償〕
債権者(労働者)は、債務者(使用者)が当該義務の履行を怠ることにより損害を生じた場合、
債務不履行として損害賠償請求することが可能

使
用
者

労
働
者

2 災害発生防止対策 (5) 労働衛生教育等

労働衛生教育

①腰痛の発生状況及び原因

→実際の労働災害の実例, ヒヤリハット等について検討

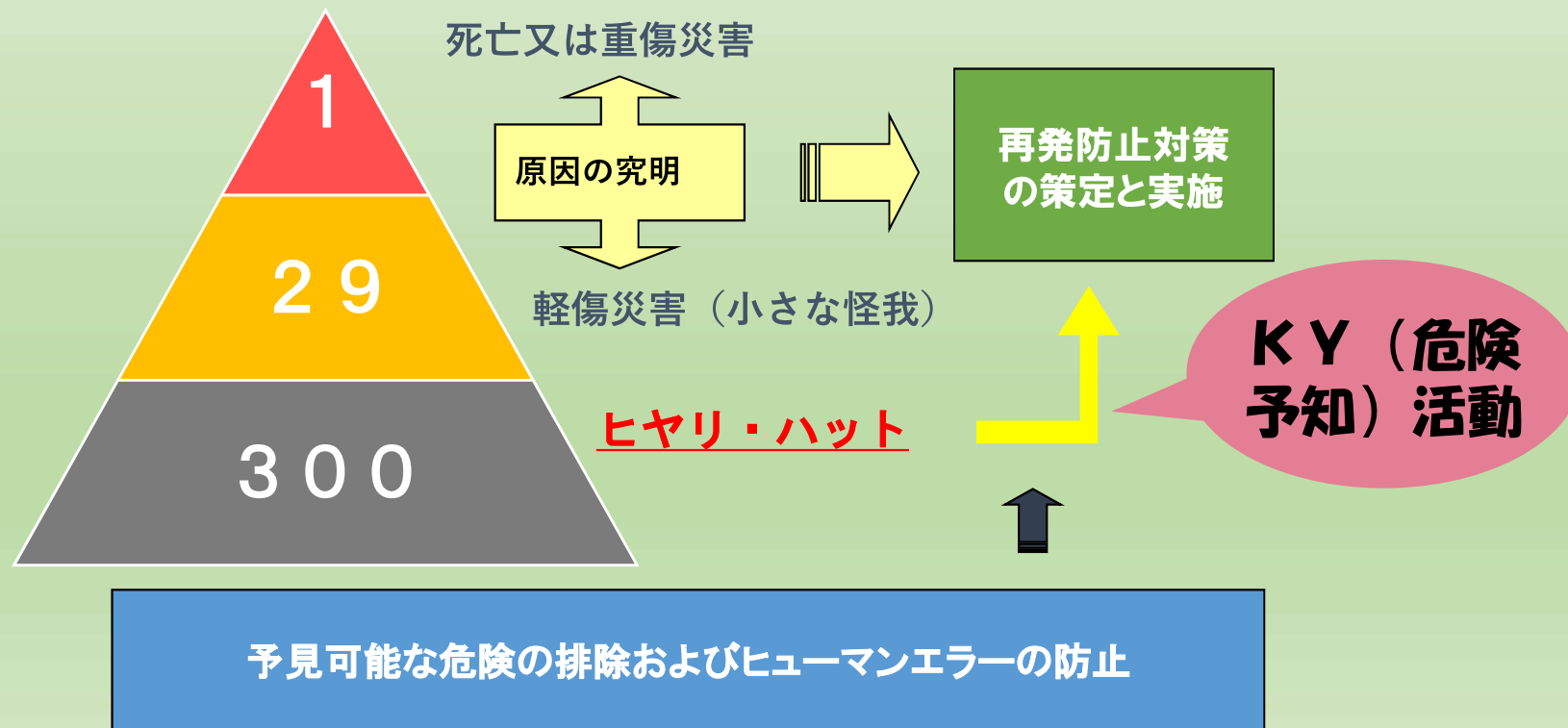
②腰痛発生要因の特定及びリスクの見積り方法

→リスクアセスメント

③腰痛発生要因の低減措置

→作業管理, 作業環境管理, 健康管理に関すること

④腰痛予防体操



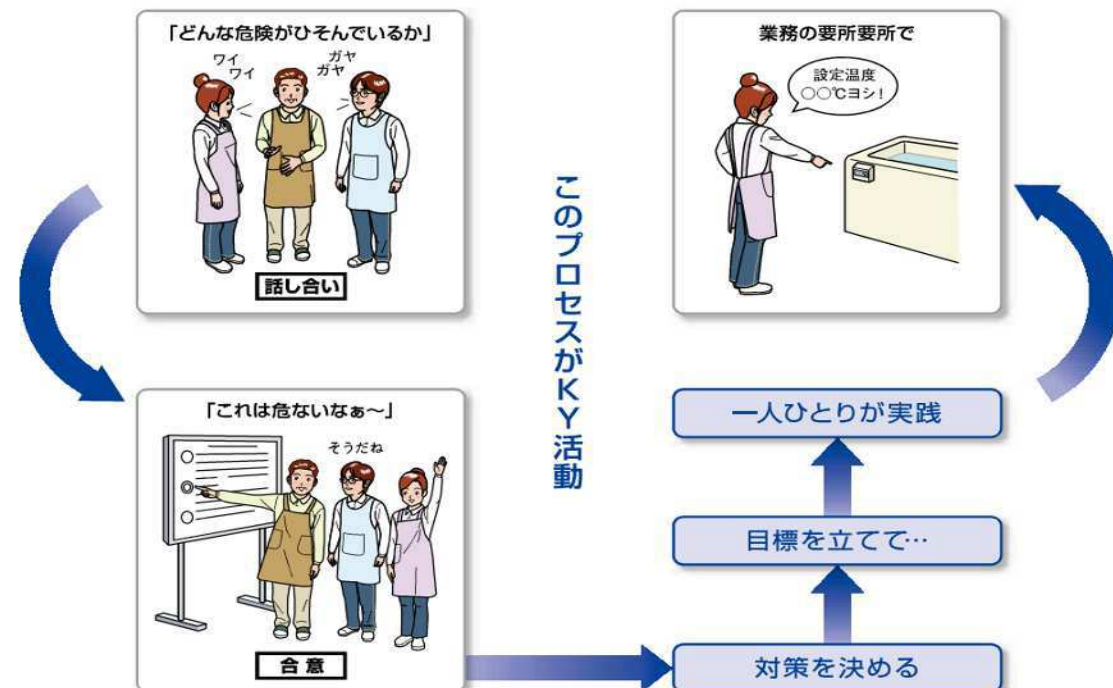
社会福祉施設における 安全衛生対策

腰痛対策・KY活動



厚生労働省・都道府県労働局
労働基準監督署

みんなで安全「先取り」の話し合い



ヒヤリ・ハットメモ			ヒヤリ・ハットKYT		
年月日		職場名	氏名	ヒヤリ・イラスト	
いつ					
どこで					
何が				1 R	どんな危険が潜んでいるか
				2 R	危険のポイント
どうした				3 R	あなたならどうする
				4 R	チーム行動目標
				指差し呼称項目（1項目）	

2 災害発生防止対策

(5) 労働衛生教育等 【リスクアセスメントとは】

- ①腰痛の発生状況及び原因
→実際の労働災害の実例，ヒヤリハット等について検討
- ②腰痛発生要因の特定及びリスクの見積り方法
→リスクアセスメント
- ③腰痛発生要因の低減措置
→作業管理，作業環境管理，健康管理に関すること
- ④腰痛予防体操

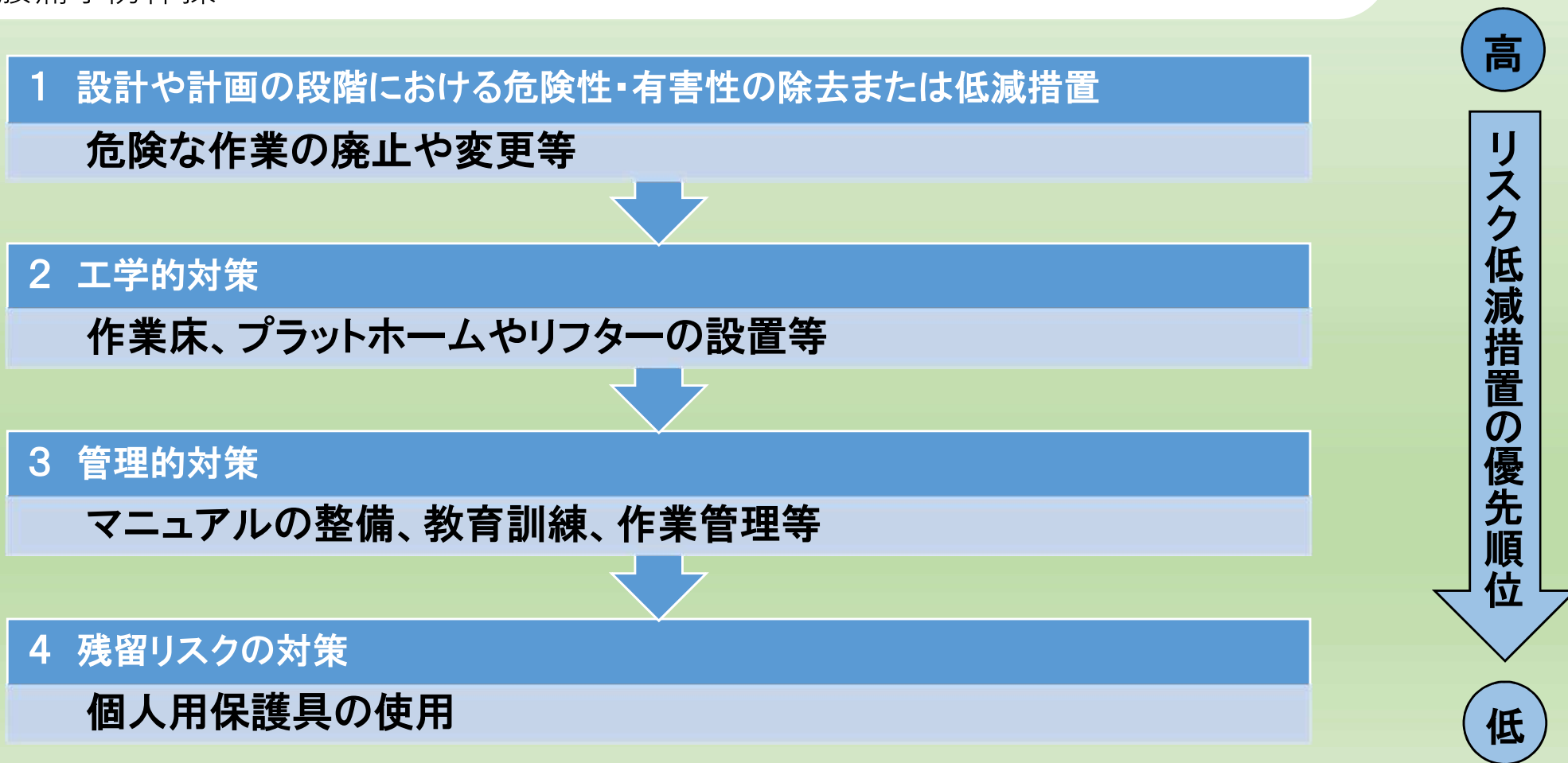
**危険有害な事象が発生する可能性と、
この事象により発生する負傷又は健康障害の程度の組合せ
(ILOガイドラインの定義より)**

危険度		負傷又は健康障害の程度			
		軽微	重大	極めて重大	
災害発生 の 可能性	ほとんど起こらない	1	2	3	5 即座に対策が必要
	たまに起こる	2	3	4	4 抜本的対策が必要
	かなり起こる	3	4	5	3 何らかの対策が必要
					2 現時点で対策を要しない
					1 対策の必要なし

2 災害発生防止対策

(5) 労働衛生教育等 【リスクアセスメントとは】

- ①腰痛の発生状況及び原因
→実際の労働災害の実例，ヒヤリハット等について検討
- ②腰痛発生要因の特定及びリスクの見積り方法
→リスクアセスメント
- ③腰痛発生要因の低減措置
→作業管理，作業環境管理，健康管理に関すること
- ④腰痛予防体操



初期化

行追加

ウィンドウを閉じる

Excel

[1]作業名 (任意の作業名)	[2]危険性又は有害性と発生のおそれのある災害	[3]すでに実施している災害防止対策とリスクの見積り					[4]追加のリスク低減措置案
		実施している災害防止対策	重篤度	可能性	頻度	優先度 (リスク)	
1行目を削除しました							
ベッドから車いすへの移乗 介助 変更 削除	利用者の体動等による腰部への負担 変更	職員二人がかりでの作業にする。 変更	6	4	4	Ⅳ (14)	天井吊り下げ式リフトの設置 変更

汎用版を利用の際の留意事項

リスクを見積る際の「重篤度」、「可能性」、「頻度」及び「リスク」の区分とその説明(内容の目安等)は、例示です。
各事業場、各作業の状況に合わせてリスクを見積る場合は全汎用版をご利用ください。

[4]追加のリスク低減措置案と措置後のリスクの見積り					[5]措置 実施日	[6]次年度以降に実施する 低減措置案	[7]想定される残留リスクとその対応事例
追加のリスク低減措置案	重篤度	可能性	頻度	優先度 (リスク)			
天井吊り下げ式リフトの設置 変更	1	4	4	Ⅲ (9)	年月日 (YYYYMMDD) 設定		

職場のあんぜんサイト内
「リスクアセスメントの実施支援システム」



2 災害発生防止対策

(5) 労働衛生教育等 【リスクアセスメントとは】

- ①腰痛の発生状況及び原因
→実際の労働災害の実例、ヒヤリハット等について検討
- ②腰痛発生要因の特定及びリスクの見積り方法
→リスクアセスメント
- ③腰痛発生要因の低減措置
→作業管理、作業環境管理に関すること
- ④腰痛予防体操

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

職場のあんぜんサイト

働く人の安全を守るために有用な情報を発信し、職場の安全活動を応援します。
働く人、家族、企業が元気になる職場を創りましょう。

HOME > お問い合わせ > サイトマップ 文字サイズ 小 中 大 背景色 白 黒

労働災害統計 災害事例 リスクアセスメント 実施支援システム 安全衛生キーワード 化学物質 免許・技能講習

ホーム > 教材・資料 > 転倒・腰痛防止用視聴覚教材

転倒・腰痛防止用視聴覚教材

転倒や腰痛は、第三次産業でも日常的に起こり得る災害です。働く皆様が日常的に転倒や腰痛災害の防止を心がけられるよう、災害事例、防止対策をまとめております。職場での安全衛生教育などにお役立てください。

～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～
(4分15秒)
(令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作)

～飲食店、小売業向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材～
(8分56秒)

～社会福祉施設向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材～
(8分55秒)

職場のあんぜんサイト



滑り つまずき

今世紀最大の注意喚起が今、始まる——

お笑いも職場もスベリやムチャはアカン!!

スペコチャダメよ!
転倒予防
ムチャレチャダメよ!
腰痛予防

踏み外し 腰痛

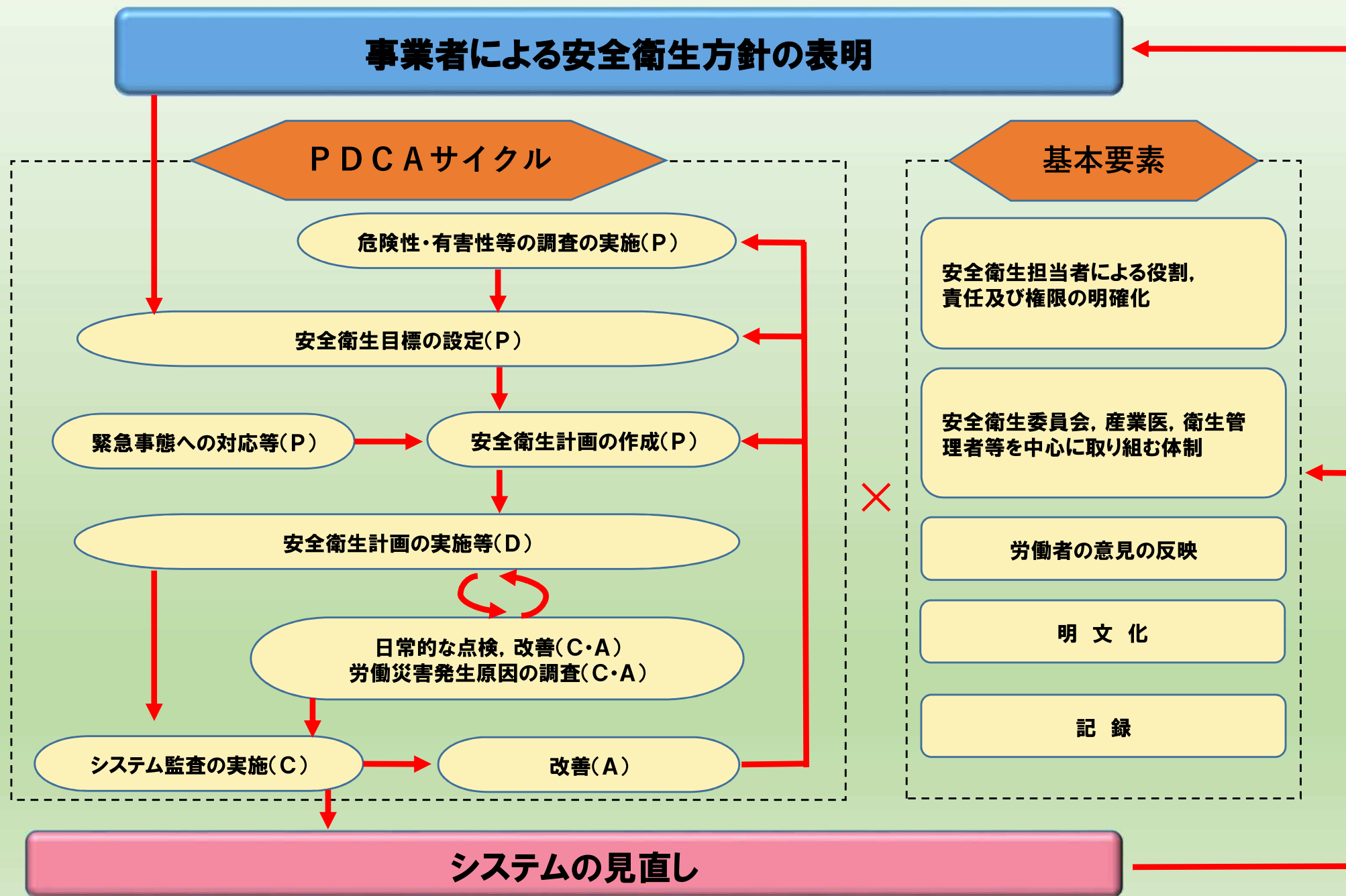
転倒予防の対策についてはこちらをチェック▶▶▶▶▶

腰痛予防の対策についてはこちらをチェック▶▶▶▶▶

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

2 災害発生防止対策

(6) 労働衛生マネジメントシステム



3 働き方について【勤務間インターバル】



勤務間インターバル制度 導入・運用マニュアル

職場の健康確保と業務の効率化や介護の質の向上をめざして

高齢者福祉・
介護事業種版



従業員の
確保・定着

従業員の健康
の維持・向上

令和3年9月～
脳・心臓疾患の
労災認定基準の改正



「勤務間インターバルが短い勤務」
（おおむね11時間未満の勤務）
&
「身体的負荷を伴う業務」

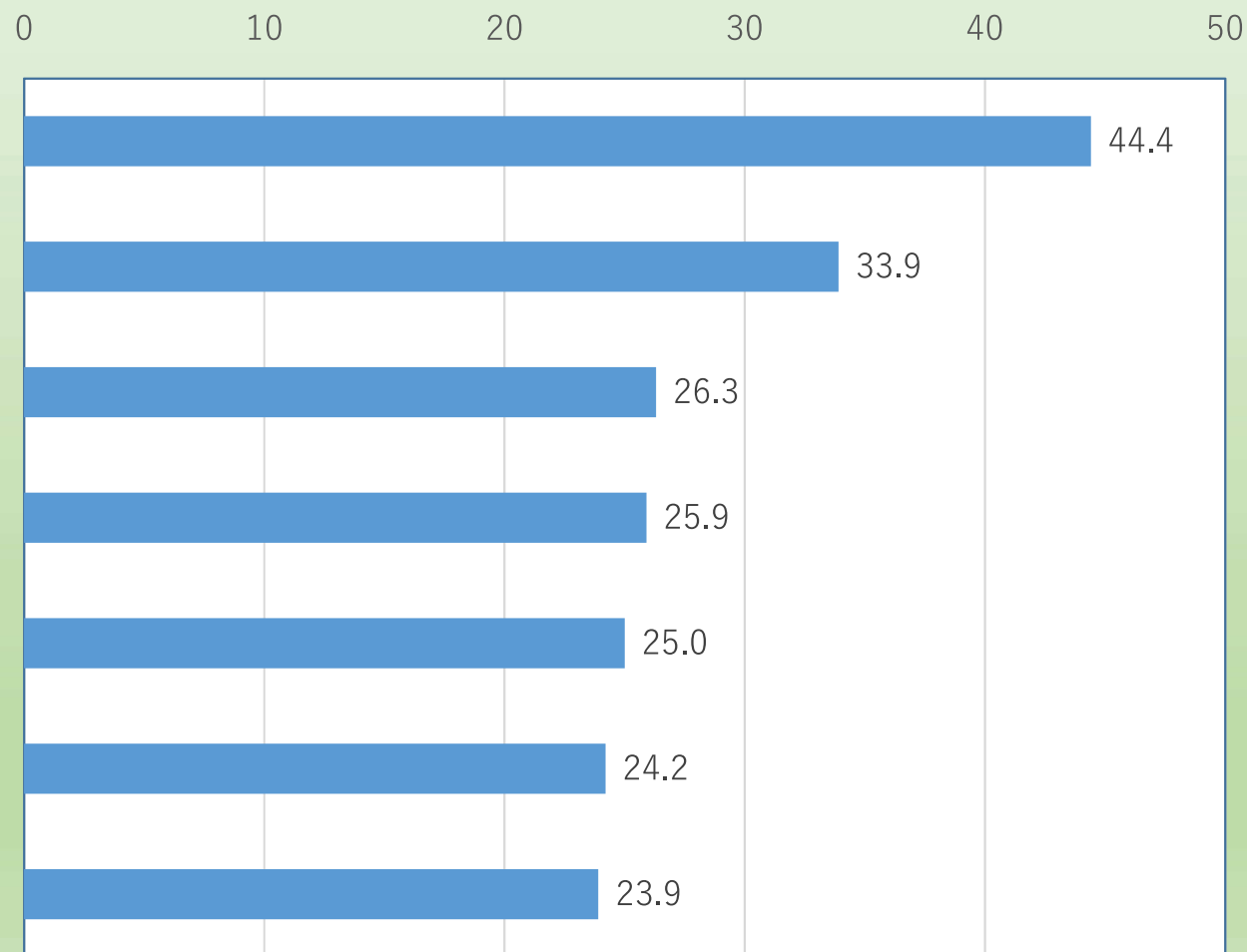
が評価対象に！！

発症前1か月間の時
間外・休日労働が
100時間（or 2～6
か月間平均で80時
間）以下でも業務上
となる可能性

参 考

令和2年度 介護労働実態調査結果 (公益財団法人介護労働安定センター)

職場で働く上での不満等の解消のために役立っている取り組み【労働者調査】



定期的な健康診断の実施

介護能力の向上に向けた研修

実務の中で、上司や先輩から指導や助言を受ける機会の設定

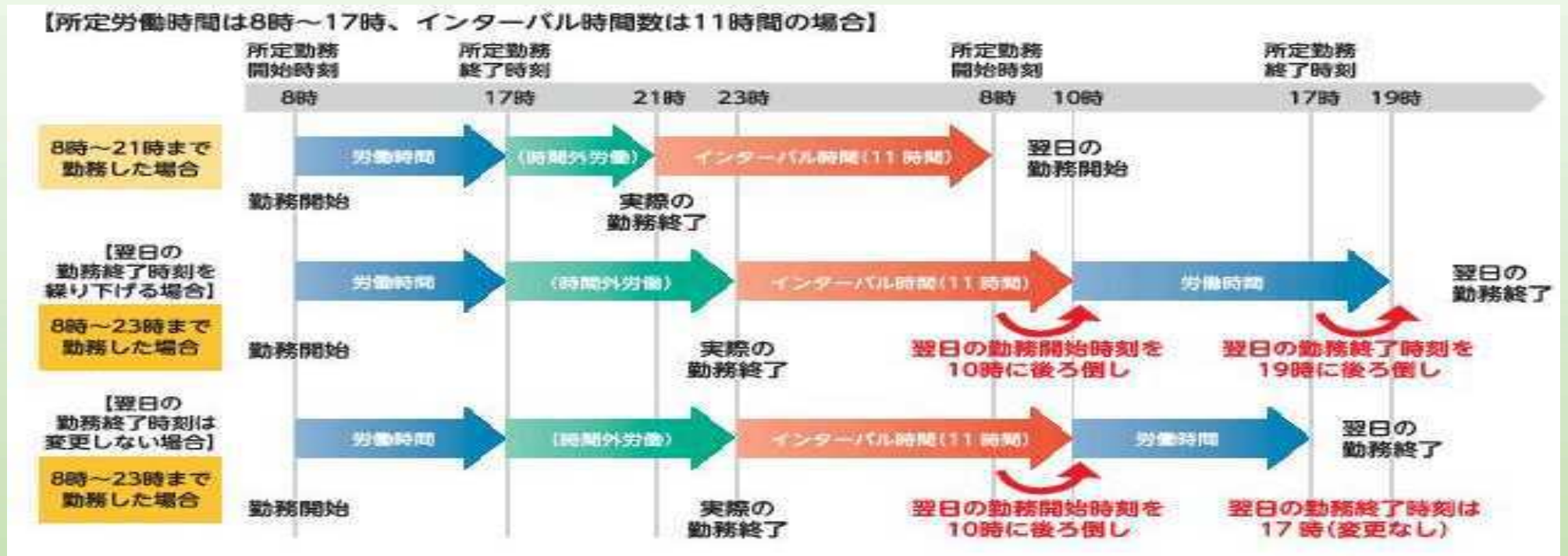
勤務体制を決める際の職員の要望を聞く機会の設定

介護に関する事例検討会の開催

事故やトラブルへの対応マニュアルの作成等の体制づくり

採用時における賃金・勤務時間の説明

3 働き方について【勤務間インターバル】



1日の生活リズム

